様式３

経営系専門職大学院認証評価

点　検　・　評　価　報　告　書

経営系専門職大学院名称　：県立広島大学大学院

経営管理研究科　ビジネス・リーダーシップ専攻

目　次

序　章 1

本　章 4

1　使命・目的・戦略 4

2　教育の内容・方法・成果 10

(1) 教育課程・教育内容 10

(2) 教育方法 21

(3) 成果 34

3　教員・教員組織 38

4　学生の受け入れ 47

5　学生支援 52

6　教育研究等環境 58

7　管理運営 65

8　点検・評価、情報公開 69

終　章 75

序　章

（1）県立広島大学大学院経営管理研究科ビジネス･リーダーシップ専攻の設置の経緯及び目的、特色について

県立広島大学は、2005（平成 17）年に県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学の三大学の統合により誕生した。県立広島大学は、「地域に根ざした、県民から信頼される大学」を基本理念とする大学であり、これを達成するために、広島県が抱える課題に対して経営学機能強化が社会的要請として挙げられるようになってきた。経営学機能強化の取り組みの一環として、主として社会人を対象とした経営学分野の公開講座を展開することとなり、その中から経営系専門職大学院設置への機運が急速に高まるところとなった。

そのため、県立広島大学は 2016（平成 28）年４月に、中国地方で初めての経営管理に関する専門職大学院として、大学院に経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻（以下、本研究科）を開設した。入学定員は 25 名である。本研究科は、教育や研究を通して広島県経済や社会の活性化を図るため、マネジメントを理解し、専門知識を持った多様なビジネスリーダーを育成していくことを目的として開設された。具体的には、本研究科は、①企業や医療・介護法人の経営改革を推進できる次世代経営幹部の養成、②新しい事業創造や営業革新を推進できるプロフェッショナル人材の養成、③地域社会の活性化に寄与できるビジネスイノベーターの養成、に向けて深い学び及び卓越した能力を持ったビジネスリーダーを高度専門職業人として養成するものである。これに即して、①次世代経営幹部プログラム、②中核的プロフェッショナル教育プログラム、③イノベーター教育プログラムを提供することとし、基礎科目、応用科目に加えて、「ものづくり経営系」「サービス経営系」の２つの系による専門科目を柱とした教育課程とした（下図）。そのため、３つの人材育成目標とそれぞれに応じた３つのプログラムがあったことから、2016（平成 28）年度入学生の教育課程では 53 科目を開講することとなった。

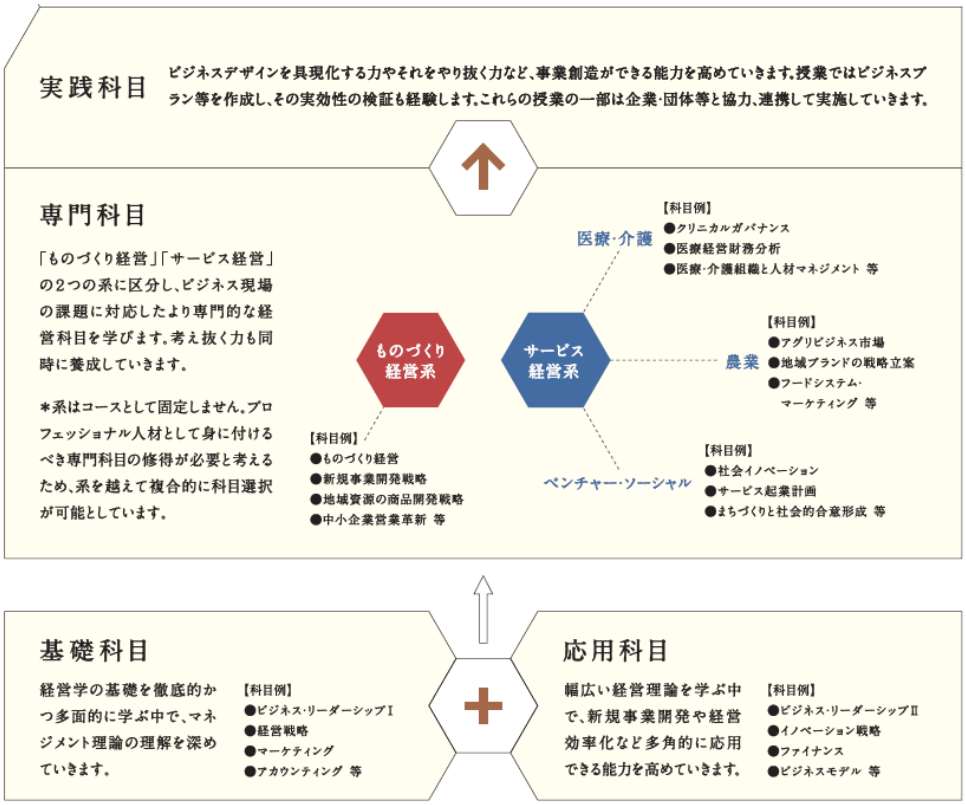

しかし、本研究科の入学定員が 25 名であること、学生の関心領域や目標に偏りがあったことから、開講される授業の受講人数が極端に少ないものが目立ち、当初目指していた特色ある授業方法（グループによるディスカッション等）による目的が達成できないということもあり、開講科目について見直しをする必要性が出てきた。また、サービスとものづくりの二元的な捉え方に対する疑問、学生からカリキュラム体系の複雑性と授業内容の重複等が指摘され、教育課程の見直しの機運が高まっていった。

2017（平成 29）年５月より、経営管理研究科委員会で教務委員会による教育課程の改定が進められることとなった。開講科目数のスリム化、専門領域の再定義の議論を経て、2018（平成 30）年度入学生より、現行の教育課程に移行することとなった。現行の教育課程では 37 科目を開講しており、特色としては、①起業する、②イノベーションを起こす、③マネジメント力を高める、④事業の承継・発展に寄与する、地域に根ざしたビジネスリーダーを育成していくことを目的に、先端分野のマネジメントとして①地域資源、②ヘルスケア、③コモンズ、④特別テーマによって体系化された教育課程となっている。

本研究科のこの教育課程を支えるのは、これらの分野による専門的研究である。本研究科教員を中心に、医療介護総合確保推進のための制度政策や事業経営のマネジメント人材養成の研究と実践に挑む「ＨＢＭＳ（本研究科 Hiroshima Business and Management School の英語略称）地域医療経営プロジェクト研究センター」と、広島県に甚大な被害をもたらした平成 30 年７月豪雨に対する社会システム構築のための研究を推進し、新しい分野における次世代リーダーを育成する「防災社会システム・デザインプロジェクト研究センター」を設置した。

（2）これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取り組み

県立広島大学は、2005（平成 17）年の開学より、地方独立行政法人法に基づき６年間の中期目標を策定し、設置者の長である広島県知事の認可を得た中期計画を実行し、自己点検・評価活動を行っている。本研究科は第二期中期計画の下に設立された教育組織であり、開設初年度と２年目である 2016（平成 28）年度と 2017（平成 29）年度は、第二期中期計画及び設置認可申請に基づく中長期ビジョンに対して、自己点検・評価を行い、大学全体の１つの組織として改善するための取り組みを積極的に行ってきた。また、2017（平成 29）年に県立広島大学は大学全体として機関別認証評価を受審しており、本研究科も本学を構成する教育組織の１つとして、同評価における自己点検・評価に取り組んだ。

本研究科独自の自己点検・評価、認証評価の活動も同時に行ってきた。2016（平成 28）年４月開設時の留意事項として、①設置の趣旨・目的等に適った設置計画の確実な履行、②ディプロマ・ポリシー達成のための学生履修指導の徹底、③専任教員の配置、④長期的安定的な学生確保とアンケート等の実施、を留意事項として指摘されたため、それに対する措置を行ってきた。2016（平成 28）年及び 2017（平成 29）年５月に作成した「設置計画履行状況報告書（ＡＣ）」において実施計画が報告されており、全て履行されている。

開設当初から学生の声を聞くために学生懇談会を実施し、自らの教育や研究の取り組みに対する評価・点検を行い、抽出された課題から解決するための方法をとってきた。学生の授業アンケートや修了生アンケートは経営管理研究科委員会等で全教職員に共有され、改善に向けた対策を講じてきた。修了生を初めて輩出したことを機に、2018（平成 30）年からは、より積極的に教育や研究の改善に努めるためＦＤ委員会を発足させた。同時に全学的に導入された「教員業績評価

制度」を活用することで、自己点検・評価を定量的に行うことにも試みている。

さらに、本研究科では 2018（平成 30）年より、大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価の受審を準備するために、専任教員２名、職員２名による外部認証評価特別委員会を設置した（現在は専任教員３名、職員２名）。本委員会は、単に受審を目的とするものではなく、本研究科全体が抱えている課題を抽出し、対策を立てていくことを目的に設置されたものである。

本研究科にとって初めての認証評価となる、この受審を通して、本研究科を取り巻く環境や社会の期待を理解し、それに応えていけるような取り組みを研究科全体として行っていくことを考えている。そのため、この認証評価は外部認証評価特別委員会だけではなく、全教職員で取り組むこととし、全員が自分のこととして社会的な評価を受ける土壌を創るようにしてきた。この受審を新たなる教育研究へのチャレンジの起点とし、本研究科の将来の発展のために活用していきたいと考えている。

本　章

１　使命・目的・戦略

項目１：目的の設定及び適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

＜評価の視点＞

1-1：経営系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔Ｆ群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとすること。（「専門院」第２条第１項）〔Ｌ群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。（「大学院」第１条の２）〔Ｌ群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

1-1 本専門職大学院の基本的使命と固有の目的:地域に根ざしたビジネスリーダーの養成

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命は、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成することである。この基本的な使命のもと、県立広島大学大学院学則では、「**地域に根ざし**、世界的な視野から優れた研究者や高度専門職業人の養成を図るとともに、社会人に対してより高度な教育機会を提供し、さらには、社会や時代の要請に対応しつつ、地域に根ざした高度な研究を行い、その成果を還元していくことで産業や地域社会の発展に寄与することを目的とする」としている。地域の活性化が盛んに議論される中で、広島県では多くの分野において、起業家精神、イノベーション、マネジメントの実務的能力と高度な知識を兼ね備えたビジネスリーダーが必要になってきている。そのため、本研究科は、固有の目的として「マネジメントの理論と実務の架橋を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持った高度専門職業人としての**ビジネスリーダーを養成すること**」と設定している。

1-2 専門職学位課程の目的と本専門職大学院固有の目的:共通基盤となる能力と先端的マネジメント能力開発

専門職学位課程の目的は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」である。本研究科では、1-1 に記述した固有の目的に基づき、ディプロマ・ポリシーにおいて、①起業する、②イノベーションを起こす、③マネジメント力を高める、④事業を承継・発展させる、といったビジネスパーソンの**共通基盤となる能力**に加え、社会の大きな変化を捉えた**先端的なマネジメント能力を開発**することによって、高度な専門能力と卓越した実践力を備えた次世代型リーダーの輩出を目指すとしている。本研究科の固有の目的は、専門職学位課程の目的（「専門職」第２条第１項）に適ったものである。

1-3 本専門職大学院の目的と学則等:「県立広島大学大学院学則」より

県立広島大学大学院学則第１条に「地域に根ざし、世界的な視野から優れた研究者や高度専門職業人の養成を図るとともに、社会人に対してより高度な教育機会を提供し、さらには、社会や時代の要請に対応しつつ、地域に根ざした高度な研究を行い、その成果を還元していくことで産業や地域社会の発展に寄与することを目的とする」と定めるとともに、本研究科の固有の目的を専門職学位課程の趣旨及び本学の教育方針に準拠して、県立広島大学大学院学則第３条の２に「マネジメントの理論と実務の架橋を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持った高度専門職業人としてのビジネスリーダーを養成すること」と定めている。

1-4 本専門職大学院の目的と特色:地域資源、ヘルスケア、コモンズ、特別テーマによる教育体系

本研究科は、中国地方唯一の経営管理に関する専門職大学院である。広島県を中心とした地域課題としては、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野における生産性向上が急務であり、イノベーション、起業家精神とともにマネジメント力を備えたビジネスリーダーの育成が求められている。また、近年広島では、従来の「個人価値」や企業を含めた「組織価値」から「地域や社会の共有価値（コモンズ価値)」が求められている。本研究科では、地域に根ざした「多様性と共有価値をマネジメントする次世代ビジネスリーダーの育成」を目標に、共通基盤となるビジネスマネジメント（①起業する、②イノベーションを起こす、③マネジメント力を高める、④事業を承継・発展する）と先端分野のマネジメントに、①地域資源、②ヘルスケア、③コモンズ、④特別テーマによって構成された特色ある教育体系を有している。この特色ある教育体系は、本研究科の固有の目的である、「地域に根ざした」「高度専門職業人としてのビジネスリーダー」の養成に反映されている。

＜根拠資料＞

- 資料 1-1：県立広島大学大学院学則（第１条、第３条）
- 資料 1-2：2020 年度県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット（５頁～６頁）
- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳ概要」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/

項目２：目的の周知

各経営系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図ることが必要である。 ＜評価の視点＞ 1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔Ｆ群〕

＜現状の説明＞

1-5 固有の目的の周知:多様なメディアを用いた教職員と学生への周知

本研究科では、専用のウェブサイトを立ち上げ、固有の目的について教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図っている。これは、いつでもどこでも繰り返し閲覧することができるものであり、学内外に対する固有の目的の理解に役立っている。パンフレットや学生募集要項には、

固有の目的だけではなく、具現化するための３つのポリシーも記載しており、固有の目的が伝わりやすいように図っている。さらに、受験希望者に対してはＨＢＭＳ大学説明会や授業見学会においても本研究科の固有の目的を説明している。

このようなことに加えて、毎年４月上旬には「新入生オリエンテーション」を行い、学生らに対して固有の目的を周知するだけではなく、研究科長や専攻長を始め、本研究科に関わる全教職員の参加を促し、固有の目的と本研究科の特色について理解できるようにしている。

＜根拠資料＞

- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳ概要」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/
- 資料 1-2：2020 年度県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット（５頁～６頁）
- 資料 1-3：令和２（2020）年度県立広島大学大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻学生募集要項
- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（⑧頁～⑨頁）

項目３：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

＜評価の視点＞

1-6：固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成していること。〔Ｆ群〕

1-7：固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

1-6 固有の目的実現に向けての中長期ビジョンの策定

（１）第二期中期計画に基づいた中長期ビジョン（2016（平成 28）年度～2018（平成 30）年度）

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人である県立広島大学は、広島県知事の下で６年間の中期目標を策定し、設置者の長である広島県知事の認可を得た中期計画を実行している。本研究科は第二期中期計画の下に開設された教育組織である。開設初年度と２年目である 2016（平成 28）年度と 2017（平成 29）年度は、第二期中期計画及び設置認可申請に基づく中長期ビジョンのうえで、課せられた課題は、専門職大学院の効率的かつ効果的な運営を前提としながら、「経営学分野の機能強化」と「ＭＢＡ教育プログラムの卓越化」であった。これらに基づいて、資源配分、組織能力、価値創造を方向付けられるプログラムが組まれ実行されるようになっていた。

本研究科では、2017（平成 29）年度より、経営管理研究科長とビジネス・リーダーシップ専攻長を中心として、中長期ビジョンの策定及び戦略の策定に着手した。2017（平成 29）年５月には、本研究科の固有の目的である「地域に根ざしたビジネスリーダー養成」のために 2018（平成 30）年度以降の教育カリキュラムの見直しを行うために教職員で議論を行い、教務委員会等の各種委員会が組織され、委員会の委員長会議によって、「経営学分野の機能強化」と「ＭＢＡ教育プログ

ラムの卓越化」のための計画を策定し、実行してきた。

（２）現在の中長期ビジョン（2019（平成 31）年度以降）

2019（平成 31）年度に第三期中期計画を策定することが予定されていたため、2018（平成 30）年４月からは、ＭＢＡ担当理事、経営管理研究科長、専攻長、ＭＢＡ業務推進担当室長を中核メンバーとする「ＨＢＭＳ中長期戦略会議」を月に１回程度開催し、中長期ビジョンを策定した。その内容を本法人の理事長に報告するとともに、2019（平成 31）年２月には広島県知事に報告した。

2019（平成 31）年度以降は、公立大学法人県立広島大学の第三期中期計画に立脚したうえで、本研究科の固有の目的に適う中長期ビジョンを実行している。この中長期ビジョンは、第三期中長期計画において、本研究科に引き続き課せられた「経営学分野の機能強化」と「ＭＢＡ教育プログラムの卓越化」を遂行するためのものである。

①中長期ビジョンの基本的コンセプト

本研究科は、「地域に根ざしたビジネスリーダーの養成」として新しいリーダー像を目指すものとし、「個人価値」だけではなく「コモンズ価値」を理解するリーダー養成の遂行を目指している。そのため、従来のアメリカやヨーロッパ型ＭＢＡに新しい要素を加えた、新しいＭＢＡ教育「第３のＭＢＡ事業構想」を策定した。「独自思想による教育」、「集積「知」の共有と発信」「多様な人材の創出」が中長期ビジョンにおける３つ基本的コンセプトである。

②中長期ビジョンにおける事業構想

上記の基本的コンセプトに基づき、1）存立基盤強化のための研究・教育事業、2）情報発信力強化とコラボレーション事業、3）組織改革による教員及びマネジメント・チーム革新事業、の３つの具体的な事業構想を次のように策定している。

1)存立基盤強化のための研究・教育事業

・アジア高度人材育成事業
・ノン・ディグリー・プログラムの開発
・コース設立と定員の見直し（学生の量的側面と質的側面の検討）
・ハイブリッド型サテライト・キャンパス事業

2)情報発信力強化とコラボレーション事業

・新しいＨＢＭＳ研究機関の設立
・県内教育機関・学内連携推進事業
・ＨＢＭＳコミュニティ活性化事業

3)組織改革による教員及びマネジメント・チーム革新事業

・教員組織体制整備による教育力強化
・専門マネジメント・チーム編成
・「学生ファースト」体制作り

1-7 本研究科の固有の目的のための戦略実行

2016（平成 28）年４月に開設以来、本研究科の固有の目的である地域に根ざしたビジネスリー

ダーの養成に向けて、中長期ビジョンに基づいた戦略や事業を実行してきた。

2017（平成 29）年度には、ヘルスケア（医療、介護、福祉）のマネジメント系の常勤教員を採用することで、教育力強化を図った。これは、広島県の地域課題の１つである当該分野のリーダー養成を行うための教員組織力の強化であった。また、地方都市の中小企業をサポートすることを目的に、三原市と連携し、３か年にわたり「三原浮城塾」を開講した（第３期継続中、2019（令和元）年 12 月時点）。ＭＢＡ教育プログラムの卓越化を目指し、米国スタンフォード大学訪問によるコラボレーションの模索、また東南アジア諸国の先進大学を訪問し、アジア高度人材育成構想を議論するとともに提携の推進を図った。

2018（平成 30）年度には、教育課程の改定を行った。この改定により、固有の目的を達成するための共通基盤となる能力に加え、社会の大きな変化を捉えた先端的なマネジメント能力を開発するための教育が可能となった。①地域資源、②ヘルスケア、③コモンズ、④特別テーマが先端的マネジメント分野に設定され、教員と学生が研究においてより特色のある専門的な成果を出せる基盤が教育課程上、整備された。同時に、学生ヒアリングの結果を活かし、夏季・春季休業期間中に、「現代社会における先端的マネジメント（必修２単位）」等の集中授業を行うことも始めた。また、教員組織体制整備のために、ファイナンス分野の常勤教員を採用した。

情報発信力強化のためには、本研究科を中心に 2017（平成 29）年 12 月にＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センター、平成 30 年７月豪雨を受けて、地域における防災の重要性に鑑み、2018（平成 30）年９月に防災社会システム・デザインプロジェクト研究センターを設立した。

併せて、アジア高度人材育成事業として 2018（平成 30）年８月にはベトナム国家大学ハノイ校とマレーシア・マラヤ大学からの教員招聘や学生を招待し、短期インターンシッププログラムや特別講演等を開催し、アジア高度人材育成事業のための準備を行った。その後、2019（平成 31）年２月にはベトナム国家大学ハノイ校経済経営大学と、2019（令和元）年 10 月にはマラヤ大学ビジネス＆会計学部と国際交流協定を締結した。

2019（平成 31）年度には、広島県や中国地方の医療経営の現状を改善する必要性から、中国経済産業局の要請を受け、ヘルスケア関連分野の授業科目を増設し、充実を図った。加えて、ＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センターでは、医療経営分野の常勤教員を採用し、教育力と研究力の向上を図った。また、ＭＢＡ教育プログラムの卓越化のため、米国スタンフォード大学と連携し、シリコンバレーで活躍するゲストスピーカーによる授業科目を開講した。

さらに、広島県農林水産局の要請で、ノン・ディグリー・プログラムとして「アグリ・フードマネジメント講座～ひろしまファーマーズテーブル～」をスタートさせた。広島県内での本研究科のカリキュラム提供を可能にするためのサテライト・キャンパス構想にも着手した。2019（令和元）年 10 月には、福山市の協力のもと、公開講座を開講し、高度職業人養成プログラムの需要を定性的に調査した。

ＨＢＭＳコミュニティ（修了生、在学生、教員のための組織）は、本研究科が地域に根ざすという固有の目的があるため、最重要視しているものである。これについては、2018（平成 30）年２月に組織化された。2018（平成 30）年６月には初めて総会が開催され、同年 10 月にはセミナーの開催、2019（令和元）年６月総会では活性化するための法人化の方針が示され、順調にその存在意義を示している。

＜根拠資料＞

- 資料 1-5：公立大学法人県立広島大学第二期中期計画（平成 25 年４月～平成 31 年３月）（８頁）
- 資料 1-6：公立大学法人県立広島大学第三期中期計画（平成 31 年４月～平成 37 年３月）（６頁）
- 資料 1-7：ＨＢＭＳ中長期事業構想（案）
- 浮城塾ウェブサイト
  https://ukishirojuku.jp/
- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センター」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/forpublic/project/hbpms
- 経営管理研究科ウェブサイト「アグリ・フードマネジメント講座～ひろしまファーマーズテーブル～」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/events/archives/3358
- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳコミュニティ」
  https://hbms-community.alumnet.jp/

【１　使命・目的・戦略の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

2016（平成 28）年度より開設した本研究科の使命・目的については、開設当初を継承していくことが自然である。現段階では、中長期ビジョンや戦略は固有の目的のために着実に実施されているが、教員組織体制整備による教育力強化を推進していく必要がある。また、公立大学法人県立広島大学の中長期計画の変更に合わせて適応力ある戦略策定を行っていかなければならない。

（２）改善のためのプラン

2017（平成 29）年度以降、毎年１名程度の新規常勤教員を採用しているが、より多くの地域課題に対応するための教員組織体制が十分であるとはいえない。常勤教員体制だけではなく、特任教員や非常勤教員の活用、修了生を中心としたＨＢＭＳコミュニティを教育体制の中に組み込むことによって、より実践的かつ強固な教育基盤を構築していく予定である。

２　教育内容・方法・成果

（１）教育課程・教育内容

項目４：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たすために、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。また、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

＜評価の視点＞

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔Ｆ群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門院」第６条）〔Ｆ群、Ｌ群〕

（１）経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）、すなわち、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。

（２）経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等を適切に配置していること。

（３）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔Ｆ群〕

2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、（１）以外の者が過半数であること。（「専門院」第６条の２）〔Ｌ群〕

（１）学長又は当該経営系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

（２）当該分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、当該分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者

（３）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）

（４）当該経営系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該経営系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：当該分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成している

こと。(「専門院」第６条第２項)〔Ｌ群〕

2-6：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成･実施方針の明文化し、学生への周知

（１）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の明文化

本研究科では、学位授与方針を次のように明文化している。

【ディプロマ・ポリシー】

本研究科では、「起業する」、「イノベーションを起こす」、「マネジメント力を高める」、「事業を承継・発展する」といったビジネスリーダーの共通基盤となる能力に加え、社会の大きな変化を捉えた先端的なマネジメント力を開発することによって、高度な専門能力と卓越した実践力を備えた次世代型リーダーの輩出を目指します。

本研究科の教育課程において所定の修了要件を満たすなかで、上記の能力を涵養した学生に経営修士（専門職）の学位を授与します。

（２）教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の明文化

本研究科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように明文化している。

【カリキュラム・ポリシー】

本研究科は、修了認定・学位授与の方針に掲げる学修成果を達成するため、基礎科目、応用科目、専門科目、実践科目を編成します。各プログラムに必要な科目を段階的・体系的に配置し、講義・演習などの授業形態により、各科目の目標到達を目指します。

①基礎科目

当該科目に配置される授業科目は、経営系各分野の人材養成の基本となる授業科目です。具体的には、マネジメント機能の基礎となる「経営戦略」、「マーケティング」、「ファイナンス」、「アカウンティング」「経営組織と人材マネジメント」、「マネジメントの法と倫理」などです。

②応用科目

当該科目に配置される授業科目は、リーダーシップを発揮できる高度な専門能力を高めるための授業科目です。具体的には、イノベーションを起こす力を養う「イノベーション戦略」や「戦略としての社会システムデザイン」、事業を承継・発展するための「事業承継マネジメント」や「スモールビジネスのファイナンス」などです。

③専門科目

当該科目に配置される授業科目は、多様性を活かしながら単体の企業だけでなく、地域、コミュニティとともに総体としての価値を持続的に高めていくマネジメント能力を養成します。専門科目は大きく４つの領域に分かれています。農林水産業を含む地域の自然資源のマネジメント力を養う「地域資源マネジメント」、人々の多様なニーズに応えた持続的な医療介護保障のマネジメントを学ぶ「ヘルスケアマネジメント」、インターネットを含めた共有の場〈コモンズ〉のありかたを学ぶ「コモンズマネジメント」に加え、専門的かつ先端的なビジネスやマネジメントを極めるための時代を捉えたテーマを取り上げる「特別テーマ」です。

④実践科目

当該科目に配置される授業科目は、ビジネスを具現化する力や、やり抜く力など、事業創造ができる能力を高めていきます。ビジネスプランを作成し、その実効性を検証することによって実践力の向上を図ります。具体的には、「プロジェクト研究１」、「プロジェクト研究２」です。

（３）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の周知

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、入学案内用パンフレット及び学生募集要項、ウェブサイトを通して学生に周知している。新入生オリエンテーションでは、学位授与方針を説明するとともに、教育課程の編成・実施方針については詳細な説明を行っている。このオリエンテーションは、本研究科の教職員も原則全員参加しており、教員、学生、職員が一体となって理解しているものである。

2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成･実施方針に基づいた教育課程の体系的編成

2-1（2）での教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、本研究科では、教育課程を次のとおり、体系的に編成している。本研究科の教育課程は、①基礎科目（経営系各分野の人材養成の基本となる授業科目）、②応用科目（リーダーシップを発揮できる高度な専門能力を高めるための授業科目）、③専門科目（地域、コミュニティとともに総体としての価値を持続的に高めていくマネジメント能力のための授業科目）、④実践科目（事業創造ができる能力を高めていく科目）によって構成されており、標準修業年限（２年）において、これらの授業科目を連続的に受講することで、学修効果が最大限発揮できるように組み立てられている。

2019（平成 31）年度の授業科目一覧は、学生便覧やウェブサイトに掲載されており、表 2-1 のとおりである。

表 2-1　2019（平成 31）年度授業科目一覧

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	
			必修	選択
基礎科目	現代社会における先端的マネジメント	1	2	
	アカウンティング	1	2	
	マーケティング	1	2	
	ファイナンス	1	2	
	ビジネス統計	1		2
	ベンチャーの経営戦略	1		2
	経営組織と人材マネジメント	1	2	
	マネジメントの法と倫理	1	2	
	経営戦略	1	2	
	多様な価値とファシリテーション	1		2
応用科目	マーケティングリサーチ	1		2
	スモールビジネスのファイナンス	1		2

応用科目			イノベーション戦略	1		2
			多様性と人材マネジメント	1		2
			組織のガバナンス	1		2
			戦略としての社会システムデザイン	1		2
			サプライチェーンマネジメント	1		2
			生産管理	1		2
			事業承継マネジメント	1		2
専門科目	マネジメント	地域資源	持続可能な自然資源マネジメント	2		2
			アジア型環境ビジネス創造	2		2
			地域ブランド戦略とデザインマネジメント	2		2
		ヘルスケア	医療介護の制度経営	2		2
			医療介護の事業経営	2		2
			医療介護のイノベーション	2		2
		コモンズ	社会イノベーション	2		2
			共生社会の理念と実例	2		2
			地域経営と社会的合意形成	2		2
	特別テーマ		特別研究Ａ（グローバルビジネスマネジメント）	2		2
			特別研究Ｂ（ＩｏＴ社会のビジネス創造）	2		2
			特別研究Ｃ（経営のリスクマネジメント）	2		2
			特別研究Ｄ（マネジメントアカウンティング）	2		2
			特別研究Ｅ（サービスマネジメント）	2		2
			特別研究Ｆ（スタンフォード大学連携科目）	2		2
			特別研究Ｇ（医薬流通のイノベーション）	2		2
実践科目			プロジェクト研究１	1	2	
			プロジェクト研究２	2	6	

2-2（1）専門的知識、思考力、分析力、コミュニケーション力の修得と職業倫理観とグローバルな視野の養成

経営系専門職大学院に課せられた基本的使命(mission)、すなわち、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など)、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成するために、本研究科は教育課程を適切に配置している。教育課程は、①基礎科目（経営系各分野の人材養成の基本となる授業科目)、②応用科目（リーダーシップを発揮できる高度な専門能力を高めるための授業科目)、③専門科目（地域、コミュニティとともに総体としての価値を持続的に高めていくマネジメント能力のための授業科目)、④実践科目（事業創造ができる能力を高めていく科目）によって構成されている。「経営戦略（必修２単位)」「経営組織と人材マネジメント（必修２単位)」「マーケティング（必修２単位)」「アカウンティング（必修２単位)」「ファイナンス（必修２単位)」等のマネジメントにとって必要な専門知識の基本を必修科目として配置

している。また、分析力や思考力の養成には、「マーケティングリサーチ（選択２単位）」「イノベーション戦略（選択２単位）」「スモールビジネスのファイナンス（選択２単位）」「事業承継マネジメント（選択２単位）」「戦略としての社会システムデザイン（選択２単位）」等を応用科目として、「地域資源マネジメント（選択２単位）」「地域ブランド戦略とデザインマネジメント（選択２単位）」「医療介護の事業経営（選択２単位）」等を専門科目として配置し教育課程を編成している。

近年、高い職業倫理観が求められる中で、本研究科でも社会性と倫理を重要視している。そのため、「マネジメントの法と倫理（必修２単位）」は必修科目であり、選択科目として「組織のガバナンス（選択２単位）」「持続可能な自然資源マネジメント（選択２単位）」「共生社会の理念と実例（選択２単位）」「地域経営と社会的合意形成（選択２単位）」があり、これらの授業では、理論的学習だけではなく、具体的な事例やケーススタディ、フィールドワークや現場視察を取り入れたうえで、倫理観や社会観を醸成するために多様なアプローチをとっている。

授業はグループワークやプレゼンテーションを導入することを原則としており、コミュニケーション力が磨かれる。特に、「多様な価値とファシリテーション（選択２単位）」では、リーダーとしてのファシリテーション能力の向上を目標としている科目である。「プロジェクト研究２（必修６単位）」では、テーマ報告会（７月）、中間報告会（11 月）、最終成果報告会（２月）の３回のプレゼンテーションを課すことで、本研究科が目指すコミュニケーション力の養成に役立っている。

さらに、グローバルな視野の養成に対しては、「特別研究Ａ（グローバルビジネスマネジメント）（選択２単位）」「特別研究Ｆ（スタンフォード大学連携科目）（選択２単位）」「アジア型環境ビジネス創造（選択２単位）」を配置し、世界やアジア地域を意識した授業を提供している。

2-2（2）人材育成の基盤となる科目と周辺領域、先端的知識の養成

人材育成の基盤となる科目としては、「多様な価値とファシリテーション（選択２単位）」「多様性と人材マネジメント（選択２単位）」を配置し、経営マネジメントの数的管理の基盤をなす「ビジネス統計（選択２単位）」を配置している。また、「プロジェクト研究１（必修２単位）」は、２年次の専門科目の学修に向けた人材育成の基盤となる科目である。

周辺領域や先端的知識の修得に対しては、「現代社会における先端的マネジメント（必修２単位）」を必修科目としている。この科目は本研究科の常勤教員全員がそれぞれの研究分野における最先端の内容をオムニバス形式で行う授業であり、学生が専門領域にとらわれずに広い視野で学ぶことを促進している。さらに、特別研究（Ａ～Ｇ）の７科目は、現代の経営環境の先端的トピックスを扱うものとしており、テーマをアドホックに見直すことができるようにし、先端的知識の修得には適切な教育課程になっている。

図 2-1　授業科目の体系図

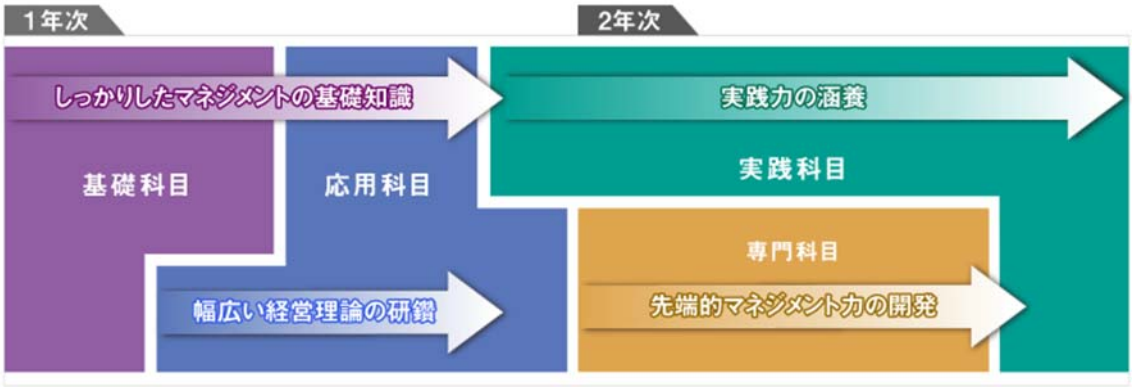

2-2(3)教育課程の系統性・段階性

履修の系統性や段階性については、実践科目である「プロジェクト研究２」の最終成果物の作成に向けて、基礎科目、応用科目、専門科目を系統的かつ段階的に配置している（図 2-1)。基礎から応用、そしてさらにはより深く学修するために専門科目を学んでいく教育課程となっている。「イノベーション戦略（選択２単位)」「戦略としての社会システムデザイン（選択２単位)」といった科目は、応用科目として配置されているが、基礎的要素を含むため、他の応用科目よりも早い時期に開講されている。同様に、「プロジェクト研究１」は実践科目であるが、１年次にプロジェクトを理解し、２年次の「プロジェクト研究２」のよりよいスタートに向けて１年次に配置している。

2-3　社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成

本研究科は、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズに対応した教育課程の編成に配慮している。本研究科は開設当初から、広島県の経済と社会の活性化という使命を課せられており、特に、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野における生産性向上が社会的要請として教育課程の編成に組み込まれてきた。農林水産業等の地域資源に対しては、「持続可能な自然資源マネジメント（選択２単位)」等、医療、介護、福祉には「医療介護の制度経営（選択２単位)」等、中小企業分野においては特に事業後継者問題を反映させて、「事業承継マネジメント（選択２単位)」を配置している。

2018（平成 30）年度以降の教育課程においては、これらの社会的要請を反映させる形で、専門科目が配置されている。また、2019（平成 31）年度には、中国経済産業局からの医療ヘルスケア分野の教育充実の依頼を受け、「特別研究Ｇ（医薬流通のイノベーション）（選択２単位)」を追加して配置した。

学術の発展動向については、「現代社会における先端的マネジメント（必修２単位)」を必修科目としており、学術の最先端の動向について学修できるようにしている。この科目は本研究科の常勤教員全員がそれぞれの研究分野における最先端の内容をオムニバス形式で行う授業である。

本研究科では、多様な学生を受け入れており、そのためニーズも多様である。このような学生の多様なニーズに対応した教育課程にするため、特別研究（Ａ～Ｇ）の７科目を設置している。また、多様な学生を受け入れていることで、基礎科目の基盤となる学力に差が生じており、2019（平成 31）年度に単位認定外講座として、時間割の中に「アカウンティング入門（８コマ)」の

ような入門科目を取り入れている。

2-4 教育課程連携協議会の設置

2019（平成 31）年４月１日施行の専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、2016（平成 28）年度に設置した従来の外部有識者会議組織である「公立大学法人県立広島大学経営専門職大学院の運営推進のための有識者会議（以下、有識者会議）」は、2018（平成 30）年度の開催を以て「公立大学法人県立広島大学経営系専門職大学院教育課程連携協議会（以下、教育課程連携協議会）」に移行することとした。

法令改正の趣旨を踏まえ、経営に関して高度に専門的なＭＢＡプログラムを提供する経営専門職大学院として継続的かつ実効的な改善活動を実施していくため、広く経済界において実務の第一線で活躍されている方々から、特に本学が特色とする特定の経営分野（ヘルスケア、地域資源、中小企業等）に関して直接的かつ具体的な助言・提言をいただけるよう、会議への貢献分野を明確化した委員構成とした。

表 2-2　2019（令和元）年度教育課程連携協議会委員一覧

所属・役職	指名区分	区分
株式会社広島銀行　代表取締役会長	第６条の２第２項第３号	学外委員
東京工科大学　副学長	第６条の２第２項第２号	
株式会社ひろしまイノベーション推進機構　取締役会長	第６条の２第２項第３号	
株式会社ドロップ 代表取締役	第６条の２第２項第２号	
株式会社日本 M&A センター 代表取締役社長		
本研究科元非常勤講師 （元マッキンゼー・アンド・カンパニー　シニアパートナー）		
広島市信用組合 理事長	第６条の２第２項第３号	
理事(兼)学長	第６条の２第２項第１号	学内委員
理事(兼)事務総長		
大学院経営管理研究科 研究科長		
大学院経営管理研究科 ビジネス・リーダーシップ専攻長		
事務局次長（経営企画・教学担当）		
本部経営企画室 MBA 業務推進担当室長		

2-5 教育課程連携協議会の設置と教育課程の編成

外部評価者による教育課程の検討や議論は、本研究科開設から 2018（平成 30）年までは有識者会議において実施してきた。そこでの意見は教育課程の編成に反映されている。2016（平成 28）年度の有識者会議において、とりわけアジアにおけるグローバルリーダー育成の必要性が指摘され、2017（平成 29）年度の教育課程から「アジア新興国・地域における日本型デザインとマネジメント（専門科目・選択２単位）」が設置された。また、2018（平成 30）年の有識者会議では、１年次の必修科目数（７科目 14 単位）が多い上、履修登録単位数の上限を 13 科目 26 単位に設定していたため、多様性のある学修確保に対する疑問の意見が出たことから、教務委員会や研究科委員会を中心として教育課程の見直しを行い、2020（令和２）年度入学生から、１年次の必修科

目を一部選択必修科目とする教育課程に再編するなど、産学界などと連携し、教育課程の充実・見直しを図っている。

なお、2019（令和元）年 12 月に開催した第１回教育課程連携協議会では、製造業や中小企業経営系科目の充実、現場型授業の充実、広島という地域の理解と分析、科目当たりの受講者数に関する課題が指摘された。これらの指摘については、現在、教務委員会において教育課程への反映の検討を行っている。具体的には、学生数が多くなりがちな必修科目や選択必修科目の授業の複数回開講や特別講義・演習の充実による改善が検討されている。

時代変化が益々激化している現代社会において、ビジネス環境が大きく変化していることを認識したうえで、教育課程連携協議会の意見等を反映させるべく、教務委員会や研究科委員会において、2021（令和３）年度以降の教育課程そのものの改定についても今後議論していく予定である。

2-6 目的に即した特色ある科目の配置

地域に根ざし、イノベーション、起業家精神とともにマネジメント力を備え、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業などの特定分野においてビジネスリーダーを養成することが、本研究科の固有の目的である。この固有の目的に即して次のような科目を配置している。

①イノベーション、起業家精神とマネジメント力の養成

本研究科の教育課程における基礎科目と応用科目がこれらに該当する。「経営戦略（必修２単位）」「経営組織と人材マネジメント（必修２単位）」「マーケティング（必修２単位）」「アカウンティング（必修２単位）」「ファイナンス（必修２単位）」等のマネジメントにとって基本となる科目を必修科目として配置したうえで、「イノベーション戦略（選択２単位）」「戦略としての社会システムデザイン（選択２単位）」「ベンチャーの経営戦略（選択２単位）」等を応用科目として配置し、イノベーション、起業家精神とマネジメント力を涵養するような教育課程を構築している。

②特定分野におけるビジネスリーダー養成

応用科目の一部である「スモールビジネスのファイナンス（選択２単位）」「事業承継マネジメント（選択２単位）」「ベンチャーの経営戦略（選択２単位）」と専門科目（地域、コミュニティとともに総体としての価値を持続的に高めていくマネジメント能力のための授業科目）や実践科目（事業創造ができる能力を高めていく科目）が特定分野におけるビジネスリーダー養成のための科目となっており、本研究科の固有の目的を達成するうえで重要な役割を果たしている。専門科目は、農林水産業等の地域資源のマネジメントに対しては、「持続可能な自然資源マネジメント（選択２単位）」「 アジア型環境ビジネス創造（選択２単位）」「地域ブランド戦略とデザインマネジメント（選択２単位）」がある。医療、介護、福祉等のヘルスケアに対しては、「医療介護の制度経営（選択２単位）」「医療介護の事業経営（選択２単位）」「医療介護のイノベーション（選択２単位）」を配置している。また、中小企業分野は対象の特性上、農林水産業、医療、介護、福祉分野を横断的に履修する必要があることから、専門科目ではなく、前述の応用科目の中に「スモールビジネスのファイナンス（選択２単位）」「事業承継マネジメント（選択２単位）」「ベンチャーの経営戦略（選択２単位）」を配置し、本研究科の固有の目的を達成するための編成を行っている。

＜根拠資料＞

- 資料 1-2：2020 年度県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット（５頁～８頁）
- 資料 1-3：令和２（2020）年度県立広島大学大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻学生募集要項
- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（⑧頁～⑨頁、10 頁～13 頁）
- 資料 2-1：県立広島大学大学院履修規程（第３条）
- 資料 2-2：公立大学法人県立広島大学経営系専門職大学院教育課程連携協議会規程
- 経営管理研究科ウェブサイト「カリキュラム」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/curriculum/
- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳ概要」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/

項目５：単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

＜評価の視点＞

2-7：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）〔Ｌ群〕

2-8：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が１年間又は１学期に履修登録できる単位数の上限を設定していること。（「専門院」第 12 条）〔Ｌ群〕

2-9：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該経営系専門職大学院入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門院」第 13 条、第 14 条）〔Ｌ群〕

2-10：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門院」第２条第２項、第３条、第 15 条）〔Ｌ群〕

2-11：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第 10 条第２項）〔Ｌ群〕

2-12：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門院」第 16 条）〔Ｌ群〕

2-13：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。〔Ｆ群〕

2-14：授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容にふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第５条の２、第10条）〔Ｆ群、Ｌ群〕

＜現状の説明＞

2-7 授業科目履修のための学生の学習時間と単位設定

本研究科の学生は社会人であることに配慮し、修了に必要な単位数は 34 単位としており、必修科目は、土曜日及び夏季休業期間中の週末を利用した集中講義として配置している。１回の授業は、１コマ 90 分を２コマ連続 180 分で実施し、８回で２単位としている。授業時間 15 時間（１コマ 90 分の授業時間を２時間としてカウント）に対し 30 時間の授業時間外の自主的学習時間の合計 45 時間の学習内容をもって、１単位としている。

本研究科の授業は、平日は夜間２コマ、土曜日は最大６コマ開講しており、８週間で完結するクォーター制であるため、本研究科の単位設定は、社会人学生が修得しやすい適切なものになっている。

2-8 各年次の授業科目履修バランスと履修登録できる単位数の上限の設定

各年次にわたって履修科目をバランスよく履修させるため、年間履修登録の上限単位数は、26 単位までとしている。入学時のオリエンテーションで履修指導を行う際に、１単位の修得に必要となる授業時間外の自主的学習時間を踏まえ、年間履修登録の上限単位数について説明を行っている。

なお、１年次配当の必修科目の単位数が 16 単位であり、年間履修登録の上限単位数に対する割合が高く、科目選択の自由度が低いことを受け、2020（令和２）年度入学生からは、１年次前期（第１・第２クォーター）のＧＰＡ値 2.70 以上の場合、１年次後期（第３・第４クォーター）の履修登録数を４単位増やすことができることとした。

2-9 他大学院等で単位修得した科目の単位認定

本研究科では、他の大学院において履修した授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定について、大学院学則第 13 条及び第 14 条に定めており、修了要件単位数の２分の１を超えない範囲で認定することができる。

手続としては、申請者は「既修得単位認定申請書」「成績証明書」「シラバス等の授業科目の概要を示す書類」を定められた期限までに提出し、申請に係る授業科目の担当教員の意見を聴いたうえで、本学の固有の目的を達成するための教育水準・教育課程との一体性が損なわれないように研究科委員会で審議し、認定している。

2016（平成 28）年度の本研究科の開設以来、これまでに他の大学院において履修した授業科目の単位認定の申請については実績がなく、本研究科の科目等履修生として修得した授業科目の申請（４名）のみである。(表 2-3)

表 2-3　既修得単位認定科目一覧

科目区分	科目名	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
基礎	ファイナンス	１名	１名
基礎	経営組織と人材マネジメント		１名
応用	戦略としての社会システムデザイン		１名
応用	スモールビジネスのファイナンス		１名
専門	地域経営と社会的合意形成	１名	

2-10 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数の設定

本研究科の課程の修了に必要な在学期間は、大学院学則第 30 条において２年以上と定めており、修了必要単位数は 34 単位である。

ただし、標準修業年限内での就学が困難な特別な事情がある場合に限り、標準修業年限を超えて一定の期間（最大４年間）にわたり計画的に教育課程を履修することを例外的に認める「長期履修制度」を設けている。長期履修制度の申請があった場合は、研究科委員会の審議を経て学長が認めることとしている。

2-11 課程の修了認定の基準・方法を学生に対する明示

修了要件については、入学前はＨＢＭＳ大学説明会での口頭説明、ウェブサイト、パンフレットにおいて、修了認定の基準や方法を明示している。入学後は、入学時のオリエンテーションでの説明を行い、学生便覧に掲載することで周知している。

特に、「プロジェクト研究２」の基準については、客観性及び厳格性を確保するため、経営管理研究科委員会で教員の統一を図るとともに、学生には「プロジェクト研究２」のオリエンテーション時やテーマ報告会時に基準を明示している。

2-12 在学期間の短縮

本研究科では、在学期間の短縮は行っていないが、将来的にはその可能性がある。その際は、法令上の規定に則して当該期間を設定し、本研究科の固有の目的に照らして十分な学修成果が得られるよう配慮する予定である。

2-13 在学期間の短縮とその基準・方法の明示

上述のように、本研究科では、在学期間の短縮は行っていないが、将来的にはその可能性がある。その際は、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示するとともに、基準・方法を公正かつ厳格に運用する仕組みを検討する。

2-14 授与する学位の名称

本研究科では、ビジネスリーダーの共通基盤となる能力に加え、社会の大きな変化を捉えた先端的なマネジメント力を開発することによって、高度な専門能力と卓越した実践力を備えた次世代型リーダーを養成することを目的とし、教育を行っていることから、授与する学位の名称は、「**経営修士（専門職）**」としている。なお、英語での表記は「Master of Business Administration（ＭＢＡ）」である。経営系専門職大学院としては一般的な学位名称であり、本研究科は、経営系専門職大学院としてふさわしい学位名称を授与している。

＜根拠資料＞

- 資料 1-1：県立広島大学大学院学則（第８条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 30 条、第 31 条）
- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（①頁～⑤頁、５頁～13 頁）
- 資料 2-1：県立広島大学大学院履修規程（第３条）
- 資料 2-3：平成 31（2019）年度時間割

・　資料 2-4：県立広島大学学則（第 13 条）
・　資料 2-5：県立広島大学大学院既修得単位認定規程
・　資料 2-6：県立広島大学学位規程（第２条、第３条）
・　資料 2-7：「プロジェクト研究２」成績評価基準
・　資料 5-2：県立広島大大学院学長期履修規程

（２）教育方法

項目６：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

2-15：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔Ｆ群〕

2-16：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔Ｆ群〕

2-17：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

2-15 学生の履修指導、学習相談と学生の多様性

（１）オリエンテーションにおける履修指導

学生に対する学修支援を行う包括的な取り組みとしては、説明等を含めたオリエンテーション（ガイダンス）を研究科長及び専攻長が行っている。入学直後の１年次に対しては、ビジネススクールでの学修に資するためのガイダンスを開催し、ビジネススクールでの学びの意義を伝え、学生自身の目的意識を確認するよう促し、本研究科における学修がより効果的なものとなるよう指導を行っている。また、２年次にも年度開始時にオリエンテーションを行い、履修指導を行っている。学生は社会人であり、多様な質問に答えられるよう、これらのオリエンテーションには、本研究科の専任教員全員が原則参加することとしている。

（２）学生・修了生委員会担当教員による履修指導と学生相談

本研究科では、学生相談窓口として学生・修了生委員会（2018（平成 30）年度までは学生委員会）の教員を配置している。学生相談については、入学直後のオリエンテーションで学生に周知している。また、学生・修了生委員会は年に１回（第２クォーター終了後）学生懇談会及び履修指導を実施しており、各学生の学修の方向性について確認を行っている。学生・修了生委員会の教員以外も履修指導及び学生相談を行うために、専任教員は、週１回以上のオフィスアワーを設けるとともに、メールアドレスを学生に公開することにより、個別の相談に応じる体制を整えている。

（３）プロジェクト研究のための履修指導と学生相談

本研究科の修了要件の１つとして「プロジェクト研究１（１年次・必修２単位)」と「プロジェクト研究２（２年次・必修６単位)」がある。「プロジェクト研究２」は本研究科の教育課程において、学修の集大成として位置付けられる重要科目であり、そのため、丁寧な履修指導と学生相談を行っている。「プロジェクト研究１」の授業内で「プロジェクト研究２」の担当教員による専門分野の説明を行っている。また、本研究科の２年目に履修する学生の専門性と多様なニーズとの適合や、実践科目の「プロジェクト研究２」を履修するうえで専任となる教員の履修指導・学習相談期間を 12 月下旬から２月上旬の１か月程度設定しており、学生相談の機会になっている。

さらに、基礎・応用科目を修得し、「プロジェクト研究２」の基盤となる２年目の専門科目(地域資源マネジメント・ヘルスケアマネジメント・コモンズマネジメント)への履修に際して、１年次末の春季休業期間に各専門科目の概要を事前に学ぶことのできる単位認定外講座を設けることで、２年目の履修前の前提となる知識レベル、各科目の内容の確認が行えるようにしている。

なお、学術的な専門性に特化した相談については、その担当教員が主に対応をしている。学生が研究を進める中で、入学時に設定していた研究課題等の方向性の変更が生じた際には、 研究科委員会での審議を経て、学生との面談のうえで、「プロジェクト研究２」の担当教員を変更することや、専門分野自体を変更することも可能となっており、学生の研究方向や志向性の変化に柔軟に対応する仕組みをとっている。

2-16 インターンシップ等と守秘義務等に関する仕組み

現在、インターンシップは実施していないが、入学直後のオリエンテーションや授業オリエンテーションで、守秘義務についての指導を学生に行っている。また、国内外の企業調査等を実施するにあたって、実践科目である「プロジェクト研究１」「プロジェクト研究２」の開始に際し、研究科委員会において、企業に対して調査を行う際や、研究に対する企業側の協力を得る際に、企業側の要請がある場合には学生と企業の間で個別に秘密保持契約書等を締結することを確認している。なお、企業側からの要請がなかった場合についても、個別情報の取扱いについては各指導教員から学生に対して指導を行い、情報の漏洩が発生しないように配慮している。

2-17 固有の目的と特色ある履修指導、学習相談

固有の目的で地域課題である地域資源、ヘルスケア、中小企業分野におけるリーダー養成のために、次のような特色ある履修指導、学習相談を行っている。

（１）現代社会における先端的マネジメントの課題

「現代社会における先端的マネジメント（１年次・必修２単位)」では、２年間の学修成果であるプロジェクト研究の基本的考え方を学ぶ科目として、オムニバス形式で専任教員の専門分野について講義を行っている。本科目は例年夏季集中授業として８月及び９月に実施される。入学してから約半年くらいの間でどのように関心領域において知見が深まったか、あるいは変化してきたかを考えるための重要な科目である。そのため、本科目のレポート課題は様々な最先端マネジメントについて学んだ後に、「今後どのようなプロジェクト研究を行いたいか」をテーマにしている。レポートは専任教員全員に配布され、必要に応じて個別の学習相談に役立てている。

（２）プロジェクト研究１における最終成果報告会の活用

「プロジェクト研究１（１年次・必修２単位)」は、第４クォーター（11 月下旬から２月上旬）に開講される科目である。その時期に、「プロジェクト研究２（２年次・必修６単位)」の最終成果報告会が行われる。学生がそれぞれのプロジェクト研究テーマを明確にするために、この最終成果報告会をプロジェクト研究１の授業の１つとして位置付けている。最終成果報告会前後で、教職員だけではなく、上級生が下級生の個別学習相談に応じることもあり、固有の目的である地域課題を解決するためのリーダー育成に役立っている。

（３）プロジェクト研究相談期間の確保

「プロジェクト研究２」は、少人数ゼミ形式で行われ、それぞれの学生のプロジェクト研究テーマに応じて担当指導教員が主指導として配置される。固有の目的である地域資源、ヘルスケア、中小企業分野のリーダーを効果的に輩出できるように、主指導教員と学生のマッチングを丁寧に行うことを目標としている。そのため、十分な履修指導や学習相談に対応できるように、12 月下旬から２月上旬までの１か月以上の期間を使い、個別相談期間として設定している。

＜根拠資料＞

- 資料 2-8：プロジェクト研究２指導教員決定スケジュール
- 資料 2-9：シラバス「プロジェクト研究１」
- 資料 2-10：シラバス「現代社会における先端的マネジメント」

項目７：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育の効果を十分上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各経営系専門職大学院は、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

＜評価の視点＞

2-18：１つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。(「専門院」第７条)〔Ｌ群〕

2-19：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド･スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。(「専門院」第８条第１項)〔Ｆ群、Ｌ群〕

2-20：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法を導入しているか。〔Ａ群〕

2-21：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第８条第２項)〔Ｌ群〕

2-22：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第９条)〔Ｌ群〕
2-23：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを授業方法に関して行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

2-18 授業科目の適切な人数

本研究科では、マネジメントに必要な高度な専門性と卓越した実践力を発揮することのできる次世代型ビジネスリーダーを育てるために、各科目において少人数のきめ細やかな指導を重視している。

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果を達成するため、「基礎科目」、「応用科目」、「専門科目」、「実践科目」の編成により、各プログラムに必要な科目を段階的・体系的に配置し、講義・演習などの授業形態により各科目の目標到達を目指している。

経営系各分野の人材養成の基本となる「基礎科目」等の知識を伝達することが中心となる科目については、講義内容の理解度を把握・向上させることの重要性に鑑み、一方的な知識の伝達ではなく双方向性に配慮した授業を基本としていることから、その適正なクラスサイズは最大 30 名程度としている。また、「応用科目」「専門科目」「実践科目」等のディスカッションやプレゼンテーションを多く行う授業については、教員と学生又は学生同士のコミュニケーションを重視し、より細やかな指導体制を必要とするため、適正なクラスサイズを最大 20 名程度としている。　このほか、「プロジェクト研究２」については、多様な学生の資質に対し、適切に指導し、多様な研究テーマに向けて密なコミュニケーションによる学習が可能な人数という点から、各専門分野で人数の調整を行っている。履修にあたっては、事前に希望指導教員と相談することとなっており、指導可能な人数を設定している。具体的な人数としては、平均すると１指導教員あたりで４名程度の履修者となっている。 一方、社会人学生の専門性やニーズの集中により、必修科目や実践科目の中には履修者の集中もみられるが、同一授業の複数回開講、個別の指導などを行っている。

表 2-4　履修者区分ごとの科目数

履修者数	2016 （平成 28）年度	2017 （平成 29）年度	2018 （平成 30）年度	2019 （平成 31）年度
21 名以上	6	6	3	3
16～20 名	5	5	1	4
11～15 名	6	7	13	7
6～10 名	4	17	13	10
5 名以下	2	12	16	6
科目数の合計	23	47	46	30

2-19 討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド･スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法の導入

本研究科の特徴は、少人数のきめ細やかな指導と多様な学生間の相互学修の機会を多く創出することである。学生に対する実践的な教育を充実させるため、各科目群及び科目ごとの特性を踏

まえながら、「講義」「ケーススタディ」「グループワーク」「ディスカッション」などの要素を取り入れているほか、グループワークを主とすることによって、チームでの問題解決力、事業創造力の涵養に努めている。特に、実践科目の「プロジェクト研究２」では、企業訪問や社会調査等のフィールドワークを実施しており、事実やデータに基づく分析、レポートの作成と発表など学生が主体的に学習する形態を採用している。このような授業形態を通じて、学生が積極的に企業や社会が直面する課題に取り組む過程の中で、戦略的な経営リーダーとしての実践力を身につけられるような教育形態を採用している。なお、これまでインターンシップは行っていない。 応用科目や専門科目を中心に積極的にゲストスピーカーを授業に招聘することで実務の最前線の課題を題材とした講義内容を学生に提供し、教員との双方向型の授業を展開することによって、マネジメント能力の高いリーダーとして活躍するために必要な分析力、思考力、表現力の涵養に努めている。

2-20 グローバルな視野をもった人材養成の推進

本研究科の教育体系は、経営における「起業する」、「イノベーションを起こす」、「事業を承継・発展する」、「マネジメントを高める」を学ぶ「基礎基盤となるビジネスマネジメント」と「地域資源」、「ヘルスケア」、「コモンズ」そして時代に応じた課題により構成される「特別テーマ」を学ぶ「先端分野のマネジメント」の二つのマネジメントを包括的に学ぶことで、世界に先行する様々な社会課題と経営課題を有する広島から、新たな時代に応答するビジネスマネジメントの組み立てを目指し、地域のコモンズに加えて、グローバルに展開する新たなコモンズの形成と個人と組織、社会の共有価値を持続可能なマネジメントの形成に貢献する人材を輩出するという、従来の欧米型のＭＢＡでは修得できない教育体系を有することを特徴としている。

このため、グローバルな視野をもった人材養成に向けては、アジアのトップ大学のマネジメントスクールとの連携を目指し、開設初年度から３年間で、ベトナム(ベトナム国家大学ハノイ校)、マレーシア（マラヤ大学)、タイ（チュラロンコン大学・アジア工科大学）の各マネジメントスクールとの研究教育交流事業を行い、2019(平成 31)年度にはベトナム国家大学ハノイ校経済経営大学、マラヤ大学ビジネス＆会計学部とＭＯＵ調印を締結し、「生産と消費の新たなネットワーク・東南アジアグローバルビジネスの先を読む」（公開講座 2018（平成 30）年８月)、「サービスの国際化：日本・タイの食品と観光産業の事例」（公開講座 2019（令和２）年 11 月）を開講した。さらに、タイ・チュラロンコン大学とは食のマネジメントを中心とした共同研究をスタートするなど、実践的なビジネスシーンとの連動を図る講座の開発を行っている。

併せて、アジア型のグローバル・マインドを醸成するために、海外提携校との間で学生交流を実施している。2017（平成 29）年には学生４名、教員２名、2019（令和元）年には学生６名、教員２名でベトナム国家大学ハノイ校を訪問し、研究やプロジェクトにおけるディスカッションを行ったり、現地企業視察を行った。2018（平成 30）年には、ベトナム国家大学ハノイ校から学生２名、教員１名を招待し、シンポジウム等を行い、アジア諸国の目覚ましい発展を体感できるようにした。

このように、アジア諸国のトップ大学におけるマネジメントスクールのネットワーク化は本研究科の掲げる欧米型のＭＢＡにはない第三の軸を追求するグローバル戦略と連動している。こうした取り組みの上、アジア諸国以外の大学との連携構築も始めている。

また、イノベーションで世界をリードするシリコンバレーの発展に中核的な役割を果たしてき

た教育機関、スタンフォード大学との交流と教育プログラムの開発を行ってきた。本研究科開設２年目である 2017（平成 29）年に現地を訪問し、授業参加とビジネスモデルの発表による交流（教員４名、選抜学生２名）を行った。2018 年（平成 30）度には、教員１名を招聘し、本研究科での特別講座（公開講座）によりスタンフォード大学のデザイン思考をワークショップにより実践的に体得し学ぶ機会を提供した。2019（平成 31）年には正課の科目として、スタンフォード大学 ＳＰＩＣＥ（Stanford Program on International and Cross-Cultural Education：国際多文化教育プログラム）とＨＢＭＳが独自に開発したウェブオンライン授業を開講した。シリコンバレーの中心で活躍する起業家や専門家をゲストスピーカーに迎えて、様々な領域の専門家によるアントレプレナーシップ、イノベーションを支えるエコシステムや人材について多角的に考察するものとしており、科目等履修生として学外からも募集することで、地域に開かれたグローバルイノベーションを学ぶ機会を創出しており、グローバルな視野をもった人材養成の推進を図っている。

2-21 遠隔授業による教育効果

本研究科では、スタンフォード大学 ＳＰＩＣＥとＨＢＭＳが独自に開発したウェブオンライン授業を、本研究科の教員複数名がコーディネートする形態で遠隔授業で行っている（「特別研究Ｆ（スタンフォード大学連携科目）」資料 2-12）。アメリカ西海岸と広島キャンパスをウェブオンラインでつないでおり、現地では夕方、日本では９時 00 分開始のライブ中継となっている。教育効果が十分に発揮できるように、履修人数は最大 30 名の制限を設けている。教室内で、学生各自がヘッドフォンセットを使用し、双方向コミュニケーションがとれ、グループディスカッションも同時にできるように、教育効果が期待できるような設備体制を整えている。

なお、通常授業では学修補助として、本研究科の講義は、講義室に常設している録画用カメラを使って録画を行い、学内の講義配信システムにより視聴可能としている。講義配信システムの視聴をもって授業への出席とする扱いとはしていないが、本研究科の学生が社会人であることから、 急な仕事で欠席せざるを得ない学生のためのフォローアップとして有効に活用されている。また、講義配信システムはＬＭＳ（学習管理システム：Learning Management System）としての機能があるため、小テストや課題への対応、授業時の学生の発言内容、回数のチェックなどの確認のための使用のほか、授業の内容に応じて教育効果を十分に発揮できるような環境づくりへの工夫を行っている。授業を欠席した学生にとっては、その後の授業に滞りなくキャッチアップできるように視聴可能としており、さらに担当教員の個別指導により欠席分の課題を録画視聴のうえ作成し、提出を求めるなどにより、毎回の授業内容の把握と課題への取り組みについて受講学生が繰り返し学ぶことが可能となっている。

特別研究Ｆ（スタンフォード大学連携科目）の授業の様子

2-22 通信教育による教育効果

本研究科では通信教育は行っていない。現在、本研究科の合格者に対して、入学前に事前学習を課しているが、将来的には、多様な入学生の学修到達度を一定の基準にするために、入学前に基礎科目の通信教育の実施を検討している。この場合においては、教育効果が十分に期待できる授業科目であることを条件とする。

2-23 固有の目的に即した特色ある授業方法

本研究科では、固有の目的に即した特色ある取り組みがより効果的になるように授業の中で様々な工夫を行っている。地域課題を解決できる地域に根ざしたビジネスリーダーを育成することに主眼を置いていることから、授業では広島県内の企業等を事例等に取り入れるようにしている。例えば、「マーケティング（必修２単位）」のグループワークの課題は「広島県内の企業若しくは非営利組織の商品やサービスのブランド化」、「マーケティングリサーチ（選択２単位）」の個人課題は「自分の所属している地元企業や組織のマーケティング課題を解決できるようなリサーチ企画・設計」というように、地元志向の強い授業方法になるようにしている。

「プロジェクト研究２（必修６単位）」は地域性の高い研究プロジェクトが学生各自によって選ばれ、その最終成果報告会は地域に対する研究成果の情報公開という側面もあり、本研究科が対象としている地域資源、ヘルスケア、中小企業分野から聴講者を集めている。

ビジネスリーダーを育成することを目的としている本研究科では、偏りがなく、幅広い知識や知見を持つことを重視している。そのため、どの授業においても積極的にゲストスピーカーを招聘することを推奨している。2019（平成 31）年度は、18 の授業において延べ 34 名のゲストスピーカーを招聘した実績がある。また、ビジネスリーダー育成のための幅広い知見としてグローバルな理解を推進していく必要があると考え、海外でのフィールドワークを取り入れている。2017（平成 29）年度にはベトナム国家大学ハノイ校を中心に、農業、ヘルスケア分野の現地視察（参加学生数２名）、スタンフォード大学を中心に農業や生産管理、ロボティクスの現地視察（参加学生数２名）、2019（令和元）年度はベトナム国家大学ハノイ校を中心にヘルスケア、流通分野への現地視察（参加学生数６名）を行った。これら海外大学との連携による教育プログラム開発と授業方法の実践は、学生の視野やネットワークの可能性を広げる機会を創出し、広い視野に基づく未来志向型の事業構想力の涵養を目的としており、本研究科の固有の目的に適った特色ある取り組みとなっている。

本研究科では地域資源、ヘルスケア、中小企業分野とバックグラウンドが多様な学生が入学している。入学時にはマネジメントの知識に秀でている者ばかりではない。そのため、授業方法としては、基礎や入門的位置付けとして、「単位認定外講座」を設けている。これらは単位取得できる科目ではなく補講的要素が強いが、受講することによってマネジメント系科目の水準を一定程度まで引き上げる効果がある。2019（平成 31）年度から試験的にこのシステムを「アカウンティング入門」という形でスタートさせ、2019（平成 31）年度入学生 29 名のうち、21 名が受講した。

＜根拠資料＞

- 資料 2-11：シラバス「特別研究Ｆ（スタンフォード大学連携科目）」
- 資料 2-12：ゲストスピーカー招聘一覧
- 資料 2-13：単位認定外講座一覧

項目８：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。 ＜評価の視点＞ 2-24：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔Ｆ群〕 2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。(「専門院」第 10 条第１項)〔Ｆ群、Ｌ群〕 2-26：授業をシラバスに従って適切に実施していること。また、シラバスの内容を変更した場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔Ｆ群〕

＜現状の説明＞

2-24 授業時間帯や時間割等の設定

本研究科は、社会人を対象としたものであるため、勤務しながらでも履修できるように、平日は 18 時 30 分から 21 時 30 分までの２時限に選択科目を、土曜は９時から 19 時 30 分までの６時限に必修科目を配置している。本研究科は、広島駅からのアクセスの良い広島キャンパスにあることから、勤務後にも通学しやすい環境となっている。

授業は原則１回につき２コマ連続（180 分）で開講し、８週間で完結するクォーター制を採用しており、効率的な学習が可能である。また、夏季・春季休業期間の週末などを利用した集中講義も実施されている。様々なキャリアを持つ社会人の多様性を考慮し、単位認定外講座を開講することで正課の授業に対する理解が深まるように配慮している。

なお、特別な事情によって、標準修業年限（２年）内で就学が困難な場合には、申請に基づく学内審査を経て、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが例外的に認められている。

2-25 授業の具体的な内容･方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等の明示(シラバス内容)

シラバスには、オフィスアワー、履修要件、キーワード、授業の目標とカリキュラム上の位置付け、授業の内容、成績評価の方法（複数の評価方法を使う場合は配点割合を示す)、テキスト、参考文献、備考（履修上のアドバイス・禁止行為等)、授業計画（各回の授業内容（合計 16 回分)、準備学習）の各項目が明示され、毎年度更新されている。本学ウェブサイトで学外からも内容を確認することができる。

シラバスの特徴としては、授業の目標に、「知識」、「分析力」、「思考力」、「事業創造力」、「実践力」の各視点から関連性（強く関連する場合：◎、関連する場合：〇、やや関連する場合：△）を示したうえで、到達目標を明示する点があげられる。また、備考には、前年度の「学生による授業アンケート結果を踏まえた対応・改善について」も記述するようにしており、シラバス内容の充実が図られている。なお、シラバスの作成に際しては、教員相互でのチェック体制を整えており、各項目の記入漏れ等の不備に対応している。

2-26 授業とシラバス進行管理

授業がシラバスに沿って適正に進められているかは、各クォーター終了後の「学生による授業

改善のための授業アンケート」（以下、授業アンケート）によって評価されている。多くの授業は欠席時の補完や復習のために録画されており、シラバスに基づいた授業進行管理が適切になされている。また、シラバス内容に変更があった場合、事務局に連絡することで、迅速に教学システム（ポータル）に反映され、学生が確認できる環境を整備している。

＜根拠資料＞

- 資料 1-2：2020 年度県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット（８頁）
- 資料 2-3：平成 31（2019）年度時間割
- 資料 2-14：教員相互によるシラバスのチェック方法
- 県立広島大学ウェブサイト「平成 31 年度県立広島大学コースカタログ・シラバス」
  https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/course-catalog/h31course-catalog.html

項目９：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、成績評価は、学生に対して明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

＜評価の視点＞

2-27：成績評価の基準・方法を適切に設定し、学生に対して明示していること。（「専門院」第 10 条第２項）〔Ｆ群、Ｌ群〕

2-28：学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第 10 条第２項）〔Ｆ群、Ｌ群〕

2-29：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みを導入していること。〔Ｆ群〕

＜現状の説明＞

2-27 成績評価の基準･方法の設定と明示

本研究科では、「経営管理研究科における成績評価基準ガイドライン」において、成績評価の基準・方法について規定し、学生便覧によって周知している。

成績評価にあたっては、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて、成績の評価、評点、評価内容の基準を以下のように定めている。

表 2-5 成績評価基準

判定	評価	評点（100 点満点）	評価内容の基準
合格	A＋	90 点以上	特に優秀な基準で到達目標に達している。
	A	80 点以上 89 点以下	優秀な基準で到達目標に達している。
	B	70 点以上 79 点以下	良好な基準で到達目標に達している。
	C	60 点以上 69 点以下	到達目標に達している。

認定	N	－	
不合格	D	59 点以下	到達目標に達していない。

シラバスで明示された「到達目標」及び「成績評価の方法」に基づき、成績評価を行っている。成績評価は、「成績評価の基準」に基づく絶対評価を原則に、レポート・提出課題・プレゼンテーション・筆記試験等のほか、討論への参加・発言度や貢献度などによって、総合的に評価している。Ａ＋については、各科目履修者数の 10％程度を上限とすることを研究科内で申し合わせている（履修人数が少人数の場合は１名）。

なお、履修科目の出席時間数（やむを得ない事情により「欠席届」が提出された場合を含む）が、授業時間数の３分の２に満たない者の成績評価は「Ｄ」としている。

2-28 成績評価の基準・方法と、成績評価の公正・厳格性

本研究科では成績評価にあたっては、「経営管理研究科における成績評価基準ガイドライン」の順守と併せて、合格者の平均点が 70 点程度となり、偏りなく成績評価がされるように申し合わせを行っている。また、成績評価の公正・厳格性を確保するために、組織的な事後点検として、研究科委員会において、研究科長統括のもと、各期末の単位認定の段階で、成績評価の分布に極端な偏りがなく適切であるか否かについて確認し、成績評価分布に著しい偏りが存在する場合には、授業担当教員に説明を求めるとともに、必要に応じて改善を求めることができることとしている。2019（平成 31）年には、２件の成績評価の改善を求め、修正がなされた。なお、2018（平成 30）年度から、迅速な成績開示の要望を受け、各クォーターで単位認定を実施している。

2-29 成績評価の公正性・厳格性と学生からの成績評価に関する問い合わせ対応の仕組み

本研究科では、成績に対する問い合わせ、異議、不服がある場合、学生便覧に記載・周知されている「成績に関する問い合わせ及び異議申し立てについて」に従い、適切に対応している。具体的には、以下の手順に沿って実施されている。

ア　成績通知書受領後、指定された期日までに、成績に関する問い合わせを行うことができる。

イ　問い合わせがある場合は、指定された期日までに、文書を経営企画室ＭＢＡ業務推進担当へ提出する。

ウ　問い合わせの回答結果に、不服がある場合は、研究科長へ文書で異議申し立てができる（説明を受けて１週間以内に、申立書をＭＢＡ業務推進担当に提出する）。

なお、この制度を利用した成績評価に関する学生からの問い合わせは、開設以降４年間で３件である。

＜根拠資料＞

- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（５頁）
- 資料 2-15：経営管理研究科における成績評価基準ガイドライン

項目 10：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及び内容、方法の改善について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

2-30：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施していること。(「専門院」第 11 条)〔Ｆ群、Ｌ群〕

2-31：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めていること。〔Ｆ群〕

2-32：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔Ｆ群〕

2-33：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。(「専門院」第６条第３項)〔Ｌ群〕

2-34：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを教育課程及びその内容、方法の改善において行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

本研究科では、授業内容・方法の改善、教員の資質向上を図るため、全学のＦＤ研修会等への出席に加え、研究科においてＦＤ委員会を組織し、研究科独自のＦＤ研修を定期的に実施している。なお、ＦＤ研修への参加は、「教員業績評価」の１つの評価項目として位置付けられており、全学的にＦＤ研修に対する意識向上を図っている。また、授業アンケート及び学生と教員の意見交換会、修了時のアンケートを実施することで、学生のニーズを把握し、教員間で共有したうえで不断の改善につなげている。

2-30 授業の内容･方法の改善と教員の資質向上を図るための、組織的な研修･研究

本研究科では、研究科固有の目的とその実現に向けた授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、研究科内にＦＤ委員会を組織し、全ての専任教員や特任教員を対象にしたＦＤ研修会を四半期ごとに年間計４回実施している。４回のＦＤ研修のうち、２回は授業アンケートや学生との懇談会などから得た授業内容及び方法への学生の期待や課題を教員間で共有したうえで、具体的な改善方法について検討する内容としている。なお、改善策については、速やかに対応する体制を整えている。他の２回については、外部講師を迎え、教員の資質向上に結びつく研修の企画を立てて実施している。2018（平成 30）年度は、「教える人のための『伝える力』講座」と

「公立の社会人大学院における法と倫理」を実施した。2019（平成 31）年度は、「認証評価に関する勉強会」と「広島県を取り巻く経済動向、課題及び今後の展望について」を実施した。

ＦＤ委員会による活動も２年間行った結果、軌道に乗ってきた。現在、明確な方向性や今後の方針を取り決めるために、ＦＤ委員会やＦＤ活動についての規程作成を準備しており、2019（令和元）年度中に規程を整備する予定である。

なお、組織的な取り組みの１つとして各授業のグループワークの内容や課題の相互チェックを行っている。本研究科では、より実践的な授業の構築に資するグループワークを多くの授業で実施しており、それらが同一の内容にならないように年に１回、シラバスだけではなく具体的なグループワークの内容をヒアリングし、情報共有を図っている。

2-31 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上

本研究科の教員の指導能力の向上のために、ＦＤ研修会での把握・向上に加え、研究科委員会の中で逐次状況把握を行っている。

（１）研究者教員の実務上の知見の充実

研究者教員の実務上の知見を充実させるために、年４回開催されるＦＤ研修のうち、２回は外部講師を招き、指導能力の向上を図っている。2019（令和元）年度からは「プロジェクト研究２」の最終成果物の評価にあたり、副査制度を導入した。研究者教員と実務家教員の２名で主査、副査を務めるような組み合わせにすることによって研究者教員の実務上の知見を充実させるようにしている。さらに、「プロジェクト研究２」の最終成果報告会は一般公開し、産業界のコメンテータを招き、よりリアルなビジネスの現場から率直な意見を聴く機会となっている。

（２）実務家教員の教育上の指導力向上

実務家教員の教育指導力の向上については、研究者教員と実務家教員の双方によるシラバスチェックを行っている。特に、非常勤講師については、分野に近い専任教員が担当を分担し、指導内容を把握し、シラバスのチェックを含め、適切なアドバイスを行っている。本研究科は、学生定員が 25 名、専任教員 12 名（みなし専任３名含む）という小規模な組織であるため、日常的に学生の指導内容や方法に関して課題や懸念があれば、研究科委員会で迅速に対応する体制ができている。

2－32 学生による授業評価の実施と結果の公表及び教育改善

（１）学生授業評価の実施と結果の公表

本研究科では、全ての授業を対象に授業アンケートを実施している。アンケート実施後約３週間後に集計結果を教員にフィードバックし、教員は、授業改善に向けた対応・改善策のコメントを作成する。これらのコメントについては、2019（平成 31）年度よりシラバス上に公表している。学生は、ポータルサイトにてシラバスを確認しているが、学外者もウェブ上で閲覧が可能である。シラバスに改善内容を掲載することは、授業開始時に学生に説明を行うこともあり、教育改善に係る教員の意識の醸成につながっている。また、履修した学生のみならず、これから履修を検討している学生に対しても情報共有することができる。シラバスを用いることで、毎年改善を実施することが仕組みとして機能している。さらに、2018（平成 30）年度分の授業アンケートより、

集計結果を取りまとめて冊子化し、ＭＢＡ図書室で学生が随時閲覧できるようにしている。

（２）学生による授業評価と教育の改善

授業改善の成果は、授業アンケート結果からも読み取ることができる。開設年の 2016（平成 28）年度の授業アンケートの「総合的に判断してこの授業に満足したか」という項目に対して、「強く思う 45.7%」、「そう思う 44.0%」であったのに対して、翌 2017（平成 29）年度では「強く思う 56.9%」、「そう思う 34.8%」、2018（平成 30）年度では「強く思う 64.0%」、「そう思う 27.3%」と順調に満足度が上昇している。

2-33 教育課程及びその内容、方法の改善と教育課程連携協議会

本研究科は、地域に根ざし、世界的な視野から優れた研究者や高度専門職業人の養成を図るとともに、その成果を還元していくことで産業や地域社会の発展に寄与することを目的としているため、地域企業、団体、自治体と意見交換を行いながら、カリキュラムの見直し等に反映している。具体的には、年に１回、「教育課程連携協議会」を実施し、地域企業、団体等の代表者とカリキュラム及び運営に関して意見交換を行っている。さらに、学生を派遣する企業等を中心に、教員が定期的に企業訪問を行い、本研究科の指導内容、方針について説明や意見交換を実施するなど地域との交流を積極的に行っている。

具体的には 2-5 に前述したように、2017（平成 29）年度のカリキュラムから「アジア新興国・地域における日本型デザインとマネジメント」の新設、2019（平成 31）年度からは「特別研究Ｆ（スタンフォード大学連携科目）」「特別科目Ｇ（医療介護のイノベーション）」の新設、2020（令和２）年からは、１年次の必修科目を一部選択必修科目とする教育課程の見直しを行った。なお、2019（令和元）年 12 月に開催した「第１回教育課程連携協議会」において、製造業や中小企業経営系科目の充実、現場型授業の充実、広島という地域の理解と分析、科目当たりの受講者数に関する課題が指摘され、これらの指摘については、現在、教務委員会において教育課程への反映方法の検討を行っている。受講者が多くなりがちな必修科目や選択必修科目については、同一授業の複数回開講、広島という地域理解と分析については、特別講義・演習の充実による改善が検討されている。

2-34 固有の目的に即した特色ある取り組みとその教育課程及びその内容、方法の改善

前述（2-23）のとおり、本研究科では固有の目的に即した特色ある取り組みがより効果的になるように授業の中で様々な工夫を行っている。これらは、本研究科の意思決定機関である経営管理研究科委員会が関係各委員会に教育課程及びその内容、方法の改善を諮問するという組織体制をとっている。ここで、特筆すべき点は次の２点である。

（１）プロジェクト研究運営委員会の設置と改善事項

2018（平成 30）年３月に２期生が修了し、2019（平成 31）年度より教育課程の改定に併せて「プロジェクト研究２」を配置した（従来、「プロジェクト研究２」に該当するものは「ビジネスデザイン創造演習」だった）。これは、ビジネスデザインから対象範囲を拡張させて、非営利組織等にも適応できるように教育課程を変更したものであるが、「プロジェクト研究２」は、最終成果報告会を公開で行うという特色を有している。

この教育課程の改定を機に、今までビジネスデザイン創造演習の運営等を担当していた教務委

員会から独立させ、新たにプロジェクト研究運営委員会を設置した（教員３名、職員２名）。プロジェクト研究運営委員会では、2019（平成 31）年度に「プロジェクト研究２」の評価採点基準を見直し、プロジェクト研究２最終成果報告会の評価採点基準をより分かりやすいものにした。また、プロジェクト研究２最終成果報告会の前に、より厳密な成績評価が行われるように、口頭試問を導入する等、教育課程及びその内容、方法の改善を行っている。

（２）国際交流委員会の設置と改善事項

前述（2-23）のとおり、2017（平成 29）年度より、本研究科では固有の目的に即した特色ある取り組みにおける授業内容や方法として、グローバル視野拡大のための海外研修・視察を始めた。ベトナム国家大学ハノイ校と米国スタンフォード大学等の海外研修プログラムをスタートさせたが、より効果的なグローバル視点の涵養を目指し、2018（平成 30）年度より、教員２名と職員２名による国際交流委員会を設置した（現在、教員は３名）。国際交流委員会では、より研修内容が充実するような教育課程になるように、教員や学生交流のための協定締結を行い、プログラム内容の改善を行った。2018（平成 30）年度には、ベトナム国家ハノイ校とマレーシア・マラヤ大学の教員（計３名）と学生（計２名）が本研究科を訪れ、2019（令和元）年度には本学から６名の学生がベトナム国家ハノイ校を訪問した。ベトナム国家ハノイ校経済経営大学と協定締結をしたことで、研修内容に学術的要素が盛り込まれるようになり、ビジネスパーソンにとっては現地視察だけではない理論と実践が体感できるプログラムへと改善されている。

＜根拠資料＞

- 資料 2-16：経営管理研究科ＦＤ研修会実績一覧
- 資料 2-17：「授業改善のためのアンケート」調査実施概要
- 資料 2-18：授業評価アンケート集計
- 資料 2-2：公立大学法人県立広島大学経営系専門職大学院教育課程連携協議会規程

（３）成果

項目 11：教育成果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

＜評価の視点＞

2-35：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔Ｆ群〕

＜現状の説明＞

2-35 学位の授与状況、修了者の進路状況等、固有の目的に即した教育成果の評価と教育内容・方法の改善

（１）学位の授与状況や修了者の進路状況

本研究科の入学状況、学位授与状況、修了者の進路状況は次のとおりである（表 2-6）。2019（令和元）年５月１日時点での入学者数は合計 115 人、修了者数は 52 人である。修了者の進路の大部分（83.1%）は、所属していた企業等での勤務である。

表 2-6　入学年度別入学者数及び修了者数

	１期生 2016（平成 28） 年度入学	２期生 2017（平成 29） 年度入学	３期生 2018（平成 30） 年度入学	４期生 2019（平成 31） 年度入学	合計
入学者数	30	26	30	29	115
修了者数	28	24	－	－	52

（２）固有の目的と教育成果

①修了者の進路状況による教育成果の把握

本研究科の固有の目的は、地域に根ざしたビジネスリーダーの育成であり、修了者が所属企業等で勤務を継続することも、独立・起業すること双方とも教育成果であると捉えている。修了後も、所属企業等における修了者の状況を把握することに努めている。2019（令和元）年度からは修了者の現状把握を目的として修了者企業等訪問を実施し、修了者の状況を確認している。

1. 修了者の独立・起業や転職

2019（令和元）年 11 月現在で、修了者は１期生 28 人、２期生 24 人である。１期生のうち独立・起業若しくは転職をした者は６名、２期生が３名である。本研究科での学修成果を活かし、独立・起業や転職をしており、固有の目的に沿ったビジネスリーダーを輩出している。

2. 修了者の昇進・配置転換

2019（令和元）年 11 月現在で、１期生 28 人のうち、昇進や配置転換があった修了者は５名である。２期生については５名の昇進や配置転換が確認されている。昇進することにより、ビジネスリーダーとしてのキャリアを歩み始めた者（例えば、米国法人社長就任や部長職昇進）、配置転換により本研究科での学修を活かすことができるようになった者（例えば、瀬戸内 DMO 出向や東京本社転勤）がおり、固有の目的に沿った修了者が出てきている。

②プロジェクト研究等の社会的評価による教育効果の把握

本研究科では、修了者が行ったプロジェクト研究等が社会的に評価されることも教育成果として捉えている。学生がプロジェクト研究等を実際に行うことで、社会的評価を得たものも多い。特筆すべき事例としては、「24 時間いつもで使える個室プライベートジム」として、パーソナルトレーニング施設の運営、ＦＣ展開している株式会社ハコジムが「ひろしまベンチャー奨励賞銀賞」を受賞したり、ＮＰＯ法人ひろしまジン大学・中電技術コンサルタント株式会社・公益財団法人中国地域創造研究センターが推進している「Hello!Hiroshima Project」が、2019 年度グッドデザイン賞を受賞している。また、「地域デザインにおけるブランド戦略立案（選択・２単位）」の授業における広島宇品港活性化のためのプロジェクトの基本コンセプトが広島県竹原市の竹原港の「うみの駅」で採用される等、社会的評価を通じて教育効果として確認している。

③修了生アンケートによる教育成果の把握

本研究科では、修了生に対して教育成果を測るために、修了の時期（３月）に、修了生アンケートを実施している。修了生満足度（「とても満足」と「満足」の合計）は１期生 72%、２期生

95%であり、大幅に上昇している。なお、この修了生アンケートの結果については、全教員が参加するＦＤ委員会での議題とし、教育内容、方法等の改善に反映する仕組みとしている。具体的には、各クォーターにおける開講科目の分散、必修科目の平日と土曜日の複数開講（「マーケティング」を 2017（平成 29）年度より平日と土曜日に開講）、基礎科目の入門編に当たる特別講座の開講（2019（平成 31）年度より「アカウンティング入門」を開講）を行った。

なお、修了生アンケートは回収率を高めるため、その期間を長く設定し、修了生はウェブサイトからの回答又は修了式当日に直接提出する方法とし、２期生では 100%の回収率であった。

表 2-8　修了生アンケート結果（抜粋）

	１期生	２期生	増減
HBMS 全般について	72%	95%	＋23%
教育施設について	78%	95%	＋17%
学生生活について	61%	82%	＋21%

（「とても満足」＋「満足」の合計の割合（%））

（３）教育成果による教育内容・方法の改善

現時点で修了者数があまり多くないことから、教育成果の評価に基づく教育内容・方法の改善は少ない。1 期生の修得単位数が多く、表面的な学びに陥っているケースが散見されたことから、2018（平成 30）年度入学生の教育課程から、開講科目数の見直しを行った。また、不満足要因になっていた必修科目が多いことについても、選択必修にする等見直し・改善を行っている。また、本研究科の固有の目的である地域に根ざしたビジネスリーダーの育成は、短期で達成できるわけではないため、HBMS コミュニティ（修了生や在学生等の同窓会）との情報交換がより緊密なものとなるように、公開講座等を共催し、教育内容を修了生にも公開するなどの対応を行っている。

＜根拠資料＞

・　資料 2-19：ＨＢＭＳ修了生アンケート

【２　教育の内容・方法・成果の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

本研究科では、固有の目的として地域に根ざしたビジネスリーダーの育成を、地域資源、ヘルスケア、中小企業の分野において目標としている。現段階では主に以下の４点について、検討及び改善が必要である。

第１に、それぞれの分野に適った独自性の高い教育課程や教育方法が確立していないことが課題であり、専門科目数、分野の偏り（中小企業分野の科目数が不十分）が課題として挙げられる。そのため、2019（平成 31）年度の教務委員会では、教育課程の改善のために議論を行ってきた。

第２に、これらの専門的な教育を受けるためのマネジメントやビジネスに関する学力に個人差があり、授業レベルの設定が難しくなっていることが研究科委員会で指摘されている。多様な学生を受け入れることにより、現在このような状況が見受けられる。2019（平成 31）年度では、教

育課程上の科目に加え、「アカウンティング入門」のような入門・準備学修科目を設置した。学生の声を聴くとその効果は一定以上のものがあると考えられる。

第３に、地域に根ざした人材育成についての教育的アプローチが不十分であることが教育課程連携協議会で指摘されている。地元広島県に関する理解を深めることが地域に根ざしたリーダーを育成していくためには重要であり、改善に向けて教務委員会や研究科委員会で検討がなされ始めている。

第４に、組織的体制の強化が課題として挙げられる。シラバス作成、授業進行方法、成績評価、ビデオ録画、授業内で得た知識等の守秘義務等に関することは、授業担当教員の判断に委ねられる場合が多く、学生への伝達事項も授業担当教員を通して行うこともあり、これらについての組織的体制を整えていかねばならないと認識している。

（２）改善のためのプラン

上述の課題に対して、本研究科においては３つの改善策が必要である。

第１に、教育課程の改善である。これらは教務委員会を中心に進められており、2021（令和３）年度改定に向けて準備している。それぞれの専門分野については、科目数の増加、開講時期の変更等、固有の目的を達成するための工夫が必要であることが挙げられている。これらを検討、改善したうえで、研究科全体での地域資源、ヘルスケア、中小企業の分野ごとの独自性の高い教育課程を編成していく。地域に根ざしたリーダーを育成するためには、広島県の経済や産業の現状を取り入れた科目の配置、現場実践型・フィールドワーク型の学修を進めることが検討されている。そのためには、それを実践するための時間や日程を確保することを検討しなければならない。また、特に授業レベルの設定を困難にしている学力の個人差については、2020 年（令和２）年度よりアカウンティング入門に加え、入学後早期段階でのマネジメント系科目の入門講座であるマーケティング入門、ファイナンス入門を導入する予定である。一方で、十分な基礎学力があると判断される学生に対して、在学期間の短縮も議論していく必要がある。

第２に、組織的体制の強化と教員個人の能力向上が求められている。まずは教員能力の向上のために、研究科として組織的にＦＤの研修内容を教員の授業の質や教育力が向上するように充実させ、教員間の授業やシラバスの相互チェック体制の確立、学外研修制度の推進等を計画的かつ体系的に構築していくことが要求される。既存のＦＤ委員会の役割や機能を拡大させるか、新しい研究科内での組織を作り、これらに応じていく予定である。

３　教員・教員組織

項目 12：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、適切に教員を配置することが必要であり、教員構成にも配慮する必要がある。

＜評価の視点＞

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。(「告示第 53 号」第１条第１項)〔Ｆ群、Ｌ群〕

3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。(「告示第 53 号」第１条第６項)〔Ｌ群〕

3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。

1　専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

2　専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

3　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(「専門院」第５条)〔Ｆ群、Ｌ群〕

3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね３割以上であること。(「告示第 53 号」第２条第１項、第２項)〔Ｌ群〕

3-5：専任教員のうち実務家教員は、５年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。(「告示第 53 号」第２条第１項)〔Ｌ群〕

3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。(「告示第 53 号」第２条第２項)〔Ｌ群〕

3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。(「専門院」第５条第２項、「告示第 53 号」第１条第２項)〔Ｌ群〕

3-8：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔Ｆ群〕

3-9：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置していること。〔Ｆ群〕

3-10：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔Ｆ群〕

3-11：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。〔Ｆ群〕

3-12：教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔Ｆ群〕

3-13：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。(「大学院」第８条第５項)〔Ｌ群〕

3-14：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔Ｆ群〕

3-15：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

3-1、3-2 法令上の基準の遵守

本研究科の収容定員は 50 名であることから、専門職大学院設置基準等に定める本研究科の必要な専任教員数は 11 名であるのに対し、2019（令和元）年５月１日時点で、本研究科の専任教員数は教授６名、准教授６名（２名は本法人新大学設置準備センター兼任、任期付き２年）の合計 12 名であり、全員が他の学部や専攻の専任教員を兼ねていないことから、法令上の基準を満たしている。

3-3 専門分野に関する高度の教育上の指導能力

研究科開設時に、本研究科の専任教員 10 名のうち、１名を除いて９名を学外から採用している。その際は、専門職大学院設置基準第５条第１項の規定に沿って、募集要項を定め、募集及び書類・面接選考を行ったうえで採用している。また、これらの手続を経て採用した教員は、本研究科の設置認可申請時における専任教員資格審査を経ている者である。また、研究科開設後、教員の退職等の異動等により追加で採用した専任教員については、アフターケア（ＡＣ）期間中の教員資格審査を経ている者である。

本研究科内においては、「経営研究科の研究業績等の指標」を開設直後の研究科委員会で審議・決定し、その後の採用選考時の内規として運用している。なお、この基準は、教授、准教授という職位ごとに研究者教員は掲載された論文数といった研究業績、実務家教員は、企業等での在職する職位やその当該分野に関する著作物等の基準を定めている。

3-4、3-5 実務家教員数とその実務経験、能力

2019（令和元）年５月時点の本研究科の専任教員の 12 名について、その内訳は専門職大学院設置基準が定める実務経験を有する実務家教員７名（58%）、それ以外の研究者教員５名（42%）の構成であり、専任教員に占める実務家教員の割合は３割以上である。なお、実務家教員の７名のうち３名は、任期付きみなし専任教員である。

本研究科の任期付きみなし教員を除く実務家教員４名は、教員就任時の直近５年程度の実務経験を有しており、授業の関連分野で役員といった重要な役職に従事した経験と知識を有しているとともに大学院博士課程に進学し、博士課程の学位を有し、研究上の業績を全員有している。また、研究者教員は、教育研究上業績からもそれぞれの専門分野で高度な指導能力を備えていることから、マネジメントの理論と実務の架橋を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持った高度専門職業人としてのビジネスリーダーを養成する指導に適う教員組織を編制している。

3-6 みなし専任教員の法令上の基準、内容の遵守

任期付きみなし専任教員３名は、１年単位の任期更新とし、１名は「アカウンティング」及び「ビジネス統計」、１名は「サプライチェーンマネジメント」及び「経営のリスクマネジメント」、１名は「医療介護のイノベーション」及び「特別研究Ｇ（医薬流通のイノベーション）」とそれぞれ２科目４単位の授業科目を担当しており、法令上の規定に則っている。また、担当授業以外の本研究科との関わりとしては、単位認定外講座（アカウンティング入門・90 分×８コマ）の企画・実施、入試業務の面接試験の担当及び合否判定会議への参加、学生募集の活動として授業の一部

を一般公開講座（有料）として企画・実施、また「プロジェクト研究２」の実践科目では、学生の指導とアドバイスなどの実施及び口頭試問における副査、さらに同科目の最終成果報告会への参加と学生へフィードバックを行うなどしており、担当授業以外でも様々な形で研究科の運営と学生の指導に携わっている。

表 3-1 専任教員の内訳　①職位別教員種別教員数

	研究者教員	実務家教員	計
教授	3	3（2）	6（2）
准教授	2	4（1）	6（1）
計	5	7（3）	12（3）

（　）は任期付きみなし教員数

3-7 学部又は研究科の兼担教員

本研究科の専任教員の中には、学部又は他の研究科と兼担する教員はいない。

3-8、3-15 専任教員の編制と固有の目的に即した教員組織の編制の特色

本研究科は、広島県を中心とした地域課題としては、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野において生産性向上が急務であり、イノベーション、起業家精神とともにマネジメント力を備えたビジネスリーダーの養成を目指しており、これらの教員組織の整備を進めている。このことから、教員組織体制として「経営戦略」「マーケティング」「ファイナンス」「人的資源管理」などのマネジメントのコアとなる授業科目を担当する専任教員に加え、ヘルスケア分野、地域資源分野にそれぞれ専任教員を配置している。また、多様性を活かしながら単体の企業ではなく、地域コミュニティとともに総体としての価値を持続的に高めていくためのマネジメント能力を高めるための専任教員も配置している。

専任教員以外としては、特任教員１名（研究科長）、兼任教員７名が本研究科の授業科目を担当している。なお、兼担教員は本研究科に在籍していない。

研究科長は特任教員（教授）であり、広島市出身で、アメリカに本社を置く大手コンサルティング会社の日本責任者という経歴をもち、多くの企業の企業戦略立案とその実施のための組織デザインを中心にコンサルティング活動を行い、退職後は、複数の企業の社外取締役として企業経営に携わっている。また、東京大学ではエグゼクティブ・マネジメント・プログラム（ＥＭＰ）の企画推進責任者としてプログラムを立ち上げ、10 年以上にわたり、大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業、そして行政機関、プロフェッショナル・ファーム等の次世代のリーダーとなるべき人材養成の経験を有している。本研究科においては、１年次生向けの授業「戦略としての社会システムデザイン」を担当し、また単位認定外の特別講義を年４日（１日：90 分×２コマ）開講している。なお、この特別講義は在学生に加え修了生も受講できる形態としている。また、専任職員のマネジメント力養成を目的としたＳＤ研修を年３回実施している。

表 3-2 専任教員の専門分野

教員名	職位	専門分野
江戸克栄	教授	マーケティング、マーケティングリサーチ、消費者行動論
安達　巧	教授	ビジネスモデル、事業計画、企業評価、コーポレート・ガバナンス
木谷　宏	教授	人的資源管理、経営組織、ダイバーシティ・マネジメント
高橋　陽二	准教授	アントレプレナー/ベンチャーファイナンス、コーポレート・ファイナンス、コーポレート・ガバナンス、アントレプレナーシップ
早田　吉伸	准教授	経営戦略・事業創造、システム思考、デザイン思考
黒田　健治	准教授	アカウンティング、ファイナンス
七田　良彦	教授	会計学、経営学、会計情報と意思決定、ファイナンス
土本　康生	准教授	情報通信技術、インターネット、教育
百武　ひろ子	教授	ソーシャルデザイン、合意形成、まちづくり、プロセスデザイン、感性哲学
露木　真也子	准教授	社会イノベーション、社会起業家、社会的企業、地域間比較研究、援助・地域協力
吉川　成美	准教授	農業と持続可能な地域ビジネス、自然資源管理、ＣＳＡ（Community Supported Agriculture）と食料システム構築
遠藤　邦夫	教授	病院及び薬局経営、医薬品流通、製薬産業

（参考）研究科長（特任教員）の専門分野

横山　禎徳	特任教授	社会システム・デザイン、組織デザイン、金融システム、Ｍ＆Ａ、経営戦略

3-9、3-10、3-11　授業科目に応じた教員の適切な配置

教員の配置については、開講している全 37 科目に対して 28 科目（76%）において専任教員を配置している。

「経営戦略」「マーケティング」「ファイナンス」「アカウンティング」「経営組織と人材マネジメント」「マネジメントの法と倫理」といったマネジメントの理論科目は、1 年次の必修科目とし、これらの理論性を重視した科目を中心に構成した基礎、応用科目については、19 科目中 15 科目（79%）で専任教員を配置している（特任教員（研究科長）を含めると 16 科目（84%））。また、基礎科目の必修科目 7 科目については、全て専任教員を配置している。

一方、より専門的かつ実践的な知識、技能を学ぶ専門科目については、16 科目中 11 科目（69%）で専任教員の配置としている。基礎・応用科目に比べ、兼任教員の配置とする割合が増えているが、これらの科目においても専任教員が授業内容等をコーディネートする、又は授業時間の一部を担当するなど何らかの形で授業との関わりを持つようにしている。なお、2019（平成 31）年度の兼任教員を配置する科目は「地域ブランド戦略とデザインマネジメント」、「特別研究Ｄ（フードシステムマーケティング）」の２科目である。また、これらの授業を担当する兼任教員には、専門的かつ先端的で豊富な実務経験を有している者を配置している。また、専門科目・ヘルスケア分野の授業２科目（「医療介護の制度経営」「医療介護の事業経営」）及び実践科目（プロジェクト

研究２）の学生指導を、本学の特任教員（教授）が担当している。この特任教員は、2019（平成31）年３月まで本研究科の専任教員として在籍し、定年退職した者である。退職後は、本学内に開設しているＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センター長として従事する傍ら、本研究科の重点分野の１つであるヘルスケアマネジメント人材の育成を担当している。

実践科目の「プロジェクト研究１」「プロジェクト研究２」には、常勤の専任教員を配置している。

以上、教育課程の全体にわたって、併せて各科目区分において、専任教員を中心に適切に配置している。

なお、授業の中の一部に第一線で活躍されているゲストスピーカーを県外から招聘し授業を行っている（2018（平成 30）年度実績は 38 名、2019（平成 31）年度実績は 34 名）。

また、2018（平成 30）年度より、春季休業期間に単位認定外講座を開講している。この講座は、専任教員が企画し、県内外からゲストスピーカーを招聘する、より実践的な教育プログラムである。2018（平成 30）年度は、「ベンチャー企業とファイナンス」「グローバル・情報」というテーマで、計５日間（90 分×12 コマ）開講した。本研究科は、専任教員体制を基本としつつ、第一線で活躍している学外のゲストスピーカー等を積極的に活用することにより、小規模な専任教員体制（12 名）を補完するとともに、学生に対して、マネジメントの理論に加え、実務がより融合した多様性に十分に留意した教育内容、機会を提供する体制としている。

表 3-3 科目区分ごとの教員配置

科目区分 （　）は科目数	専任教員	特任教員 （研究科長等）	兼任教員
基礎科目（10 科目）	9（90%）	0	1
応用科目（9 科目）	6（67%）	1	2
専門科目（16 科目）	11（69%）	2	3
実践科目（2 科目）	2（100%）	0	0
計（37 科目）	28（76%）	3	6

3-12 兼任教員を設置する場合の、採用の適切な基準・手続

兼任教員の採用選考については、法人が設置する「人事委員会」が行うこととし、選考に係る基準及び手続等を審議・決定している。

兼任教員の選考の方法等については、「県立広島大学非常勤講師の選考に関する規程」に定められており、具体的な手続としては、研究科長の申請に基づき、理事長が決定するものとなっている。審査については、「人事委員会規程」により定められている、研究科に設置される「非常勤講師選考会議」によって行われ、本研究科の場合、候補者から提出される履歴書及び教育研究業績書に基づき、学歴、職歴、教育・研究の業績などを審査している。また、兼任教員を継続する場合は、授業アンケートの学生評価の結果も確認することにしている。この選考会議による選考の結果については、理事長へ報告することとしている。

3-13、3-14 教員構成の年齢、職業経歴、国際経験、性別等のバランス

専任教員の年齢構成は、30 代が２名、40 代が３名、50 代が５名、60 代が２名となっており、各年代のバランスのとれた構成となっている。また、本研究科の学生の平均年齢が 40 歳程度の社会人であることを考慮すると、40 代以上の教育研究の業績や実務経験が豊富な教員比率が高いことは適切な構成であり、教育研究水準の維持向上並びに教育研究の活性化に支障はない体制といえる。また、女性教員が３名所属していることは本研究科の教員組織の特徴であり、女性の就学ニーズの高まり等に対応できる教員組織となっている。なお、国際経験については、本研究科就任前の海外勤務及び海外研究留学等の経験者は６名である。

表 3-4 専任教員の内訳　②性別年齢区分別教員数

	30 代	40 代	50 代	60 代	計
男性	2(1)	2	3	2（2）	9（3）
女性	0	1	2	0	3
計	2（1）	3	5	2（2）	12（3）

（　）は任期付きみなし教員数

＜根拠資料＞

- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧　教育課程表（10 頁）
- 経営管理研究科ウェブサイト「教員紹介」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/faculty
- 資料 3-1：経営管理研究科教員一覧
- 資料 3-2：研究業績等の指標
- 資料 3-3：県立広島大学非常勤講師の選考に関する規程

項目 13：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

＜評価の視点＞

3-16：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔Ｆ群〕

3-17：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用しており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔Ｆ群〕

＜現状の説明＞

3-16 教員組織編制のための基本的方針

本研究科の人材の養成に関する目的は、県立広島大学大学院学則第３条２項において、「マネジメントの理論と実務の架橋を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持った高度専門職業人としてのビジネスリーダーを養成すること」と規定している。

この目的を達成するために、本研究科の採用・昇任時の基準として「研究業績等の指標」を内規として定めている。この指標は、研究者教員においては公表された論文数等の研究業績、実務家教員においては企業等での在職する職位やその当該分野に関する著作物、他の指標としては外部資金の獲得等を定め、これを基本としている。

また、授業計画の編成において、兼任教員等の配置が必要な場合は、その都度措置している。

3-17 教員の募集・任免・昇格に係る適切な内容の基準、手続に関する規程

教員の採用及び昇任の選考については、法人が設置する「人事委員会」が行うこととし、選考に係る基準及び手続等の審議を決定している。なお、この人事委員会は、法人の経営審議会及び教育研究審議会から理事長が指名する各３名の委員で構成し、委員のうち少なくとも１名は法人の職員以外とすることで、法人としての選考の透明性・客観性に留意している。

選考の審査の体制としては、人事委員会の下に設置される「選考会議」が行っている。この選考会議の委員は、研究科の教授職にある教員４名と人事委員会委員長が指名する本研究科以外の教員１名で編成したものであり、多面的で客観性のある審査を行うことを担保している。なお、研究科内の委員の４名の選出については、年度初回の研究科委員会で審議し、決定している。

教員選考の方法等については本学の「教員人事規程」に、選考基準等については、本学の「選考規程」に定められているほか、選考規程に基づき、人事委員会の議を経て本研究科の内規である「研究業績等の指標（採用・昇任時基準)」に基づき選考会議が選考を行っている。

新たな教員を採用する場合は、研究科委員会でその教員の専門分野と担当科目の審議を行い、理事長、理事等が参加する調整会議を経て、人事委員会で審議するという手続をとる。人事委員会で承認された場合、採用の手続を開始するが、本研究科の場合、2016（平成 28）年６月以降、原則任期制による公募を行っている。

人事委員会の下に設置される選考会議においては、候補者の教育上の指導能力を評価するため、学歴、職歴、教育・研究の業績、外部資金獲得実績等の書類選考のほか、面接選考時には模擬授業を課している。

教員の昇任については、本学の年１回昇任候補者を選定及び審議する流れに沿って、研究科委員会で内容を通知し、候補者を自薦、他薦により選出している。候補者が出た場合は、研究科の内規である「経営管理研究科の昇任候補者の選定プロセス」に沿って、研究科長、専攻長及び研究科長が指名する研究科内の教授１名による昇任候補者調査委員会を編成し審議を経たうえで、研究科としての候補者を選定している。その後の「選考会議」の設置やその会議の委員、そして審査する内容などは教員を採用する場合と同様である。

＜根拠資料＞

- 資料 1-1：県立広島大学大学院学則（第３条）
- 資料 3-2：研究業績等の指標
- 資料 3-4：公立大学法人県立広島大学人事委員会規程
- 資料 3-5：公立大学法人県立広島大学教員人事規程
- 資料 3-6：県立広島大学教員の選考基準を定める規程
- 資料 3-7：教員の採用選考会議に係る手続きに関する留意事項
- 資料 3-8：公立大学法人県立広島大学教員の再任等に関する取扱要領

・　資料 3-9：県立広島大学大学院経営管理研究科昇任候補者選定プロセス
・　資料 3-10：任期付き教員の無期雇用申請に係る審査基準及び採点方法

項目 14：教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、組織内運営等への貢献及び社会への貢献等について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

＜評価の視点＞

3-18：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔Ｆ群〕

3-19：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等を推奨するために、どのような特色ある取り組みがあるか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

3-18 専任教員の適切な評価の仕組み

本学では、毎年度、教員業績評価委員会において方針を定め、組織評価者（部局長等）が教員活動に対する総合評価を行い、その結果を教員各自の①教育、②研究、③地域貢献・社会貢献、④大学運営という４領域の活動の改善と向上に役立てるとともに、評価結果の概要を本学ウェブサイトにおいて公表している。教員業績評価の実施については、「教員業績評価規程」を根拠として、本研究科が定めた「教員活動状況の項目及び基準」により行っている。本研究科においては、①担当授業科目数、②プロジェクト研究２の指導学生数、③ＦＤ・ＳＤ活動等参加状況、④論文等、⑤外部資金獲得金額、⑥同申請数、⑦審議会委員等、⑧公開講座・講演会回数、⑨委員会等活動状況、⑩企業等への訪問数、⑪その他の大学運営について評価を行っている。これらの項目（及び基準）は、教育等のより品質改善につながるよう、見直しを行っていく予定である。

各教員は４領域にわたる評価項目について自己評価（200 点満点）し、その結果を専攻長へ提出する。専攻長は、提出された結果をもとに５段階による総合評価を実施し、評価結果を理事長へ報告するとともに、本人に通知し、教育、研究活動の改善に役立てている。また、任期付き教員の再任選考時には、選考資料の１つとしてこの評価結果を活用する予定である。

なお、当該評価結果は、毎年度、教員に基本研究費（基礎研究費部分及び業績評価部分で構成）を配分する際の基礎資料として活用し、基本研究費の中の業績評価部分を傾斜配分することにより、評価結果を配分額に反映させている。

3-19 専任教員の業績評価の取り組み

本学は、教育研究活動の更なる改善向上を図るため、2016（平成 28）年度に教員業績評価制度を見直すとともに、新制度による評価結果を 2018（平成 30）年度からの勤勉手当（６月期）の支給額に反映させるインセンティブ制を導入している。

＜根拠資料＞

・　資料 3-11：公立大学法人県立広島大学教員業績評価委員会規程
・　資料 3-12：公立大学法人県立広島大学教員業績評価規程
・　資料 3-13：経営管理研究科教員業績評価基準

【３　教員・教員組織の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

2019（平成 31）年５月現在、専任教員 12 名のうち任期付き教員が６名を占めており、安定した教員組織編制・体制という観点で課題を抱えている。また、本研究科の固有の目的である広島県を中心とした地域の先端課題・分野として、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野としているが、中小企業分野については、新たな教育内容の開発と教員組織の構築が必要である。

（２）改善のためのプラン

今後の教員組織の編制にあたっては、新しい教育課程の編成及び人事計画に関する検討を進めていくことになるが、収容定員が 50 名と少ないことから、常勤の専任教員を中心に据え、兼任教員等を戦略的に配置し、マネジメントの理論に加え、実務がより融合した教育内容と本研究科の固有の目的である地域の先端課題・分野における人材養成を行っていくこととする。

４　学生の受け入れ

項目 15：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。

＜評価の視点＞

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。(「学教法施規」第 165 条の２第１項、第 172 条の２第１項)〔Ｆ群、Ｌ群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔Ｆ群〕

4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表していること。〔Ｆ群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔Ｆ群〕

4-5：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔Ｆ群〕

4-6：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔Ｆ群〕

4-7：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。(「大学院」第10条第３項)〔Ｆ群、Ｌ群〕

4-8：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取り組みを行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

4-1 学生の受け入れ方針の設定と公表

本研究科では入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を次のとおり明確に定め、ウェブサイトやパンフレット及び学生募集要項等で広く社会に公表している。

【アドミッション・ポリシー】

本研究科は、創造的で活力のある経済社会を持続・発展させるために不可欠な、企業等組織の経営改革や新たな事業創造を絶え間なく実践していくビジネスリーダーを目指す学生を求めています。

ビジネスリーダーを目指すにふさわしいチームリーダーを一定期間以上務めるなど、実務経験と社会経験（学生時代の活動も一部含まれる）を持つことを前提としています。

次のような意思を持った社会人等の入学を想定しています。

・マネジメントの知識と実践力を高め、新たなビジネスを創造したい人

・イノベーションを起こし、広島から世界に発信したい人

・地域創生に向けて自ら企画し、リーダーシップを発揮したい人
・広く人脈を築くために、コミュニケーション能力を向上させたい人
・人生の可能性を広げるために、高い意欲を持って経営学を学びたい人

以上のような学生を選抜するために、「小論文型」「プロジェクト提案型」「企業等推薦」の各入学選抜試験において、理解力・判断力、プレゼンテーション力、着眼点・発想力・課題設定力、意欲・積極性を測ります。

また、小論文型入試では、読解力、思考力、論理力・表現力、日本語力を、プロジェクト提案型入試では、提案されたプロジェクトの論理的一貫性、独創性、具体性、経済性を加味して総合的に判断します。

4-2 適切な選抜基準・方法・手続

本研究科の受け入れ方針に適った出願者を選抜するため、開設以降の選抜結果及び学生の学修状況などを踏まえ、2018（平成 30）年度入試から一次・二次選考による２段階選考及び企業等推薦を導入した。また、二次選考において、小論文型入試に加えプロジェクト提案型入試を導入した。

これらの入試制度の変更の経緯として、企業等推薦は、企業等が抱える経営課題又は重要な事業課題の問題解決を目的に学生を受け入れ、修了後に本研究科での学びを企業等に還元するとともに、本研究科にとっては、地域における優良企業との関係を強化することに寄与すると判断し導入した。プロジェクト提案型入試は、２年次における実践科目（現行の教育課程のプロジェクト研究２）に連動した選抜方法であり、本研究科の教育・学修内容を理解した学生の選抜及び確保が可能と判断し、導入した。

２段階選考における一次選考は、出願時に提出を求める書類（志望理由書等）をもとに採点し、評価している。二次選考の試験科目は、小論文型入試は小論文及び口述試験、プロジェクト提案型入試及び企業等推薦は口述試験のみである。また、試験科目ごとの選抜方法の内容、試験時間及び配点等を設定するとともに学生募集要項に明確に記載し、公表している。

4-3 選抜方法・手続の社会への公表

本研究科の入学者選抜方法・選抜手続については、毎年６月頃に学生募集要項やウェブサイトにおいて、広く社会に公表している。また、年に２回（８月・11 月）実施しているＨＢＭＳ大学説明会や希望企業での社員対象説明会等において、入試制度や試験科目等の説明を行い、周知を図っている。

4-4 的確かつ客観的な評価による受け入れ

一次選考の選抜においては、志望理由書及び推薦書などの出願者から提出された書類を複数の教員によって採点し、評価する体制をとっている。

二次選考の各選抜区分の各試験科目において、あらかじめ指名された複数の作問委員の教員によって定められた評価項目、採点基準、採点方法を作成し、これらは毎年見直しを行っている。入試実施前日までに、本研究科の教員が全員参加する入試事前説明会を実施し、試験当日のスケジュールや試験会場ごとの各教員の役割分担の再確認に加え、試験科目ごとの評価項目、採点基

準、採点方法に関して事前確認する機会を設けている。また、試験当日においても、最終確認会を試験科目ごとに行っている。

事前に定められた評価項目、採点基準、採点方法による採点結果は、採点者ごとの偏りを少なくする集計を行い、合否判定会議の資料を作成している。合否判定については、専任教員及び試験に関わったみなし専任教員等が全員出席する合否判定会議を行っており、客観的かつ総合的な評価を行う体制としている。

4-5 責任ある実施体制の下での適切かつ公平な実施

入試の実施体制においては、毎年、本研究科独自の試験実施要領を作成しており、この要領に入学試験実施体制を定め、研究科長を試験実施における本部長とし、各試験班、各運営班といった役割分担を明確化したうえで、実施している。なお、この実施体制及びスケジュール等は、事前に学長に説明を行うことにしている。これらの明示された役割分担のもと、適正かつ公正な入学試験を実施する体制をとっている。

4-6 障がいのある者が受験するための仕組みと体制等

入試を行う建物（教育研究棟１）は、その１階入口が自動ドアであり、エレベータや障がい者用トイレが整備されている。また、受験の際、又は修学上において配慮を必要とする者は、出願受付開始日の３週間前までに相談を申し出るように学生募集要項に記載することで、該当者がいる場合は、事前に必要な対応を検討できる体制としている。受験に際しては、相談内容に応じて、試験場への車での入構許可や座席の配慮、別室での受験等の対応ができるようにしている。なお、過去の入試において、相談・配慮の実績はない。

4-7 入学者数、在籍学生数の適正な管理

本研究科の入学定員は 25 名、収容定員は 50 名である。入学者は、表 4-1 のとおりであり、2016（平成 28）年度の開設以来、定員数を充足している。在籍学生数は、長期履修生を含んだ数であり、また、業務の都合上、休学や退学をする学生も発生するため、教育上の支障は特に生じていない。今後も入学定員の適正な管理に基づき、収容定員に係る適正な管理に努めることとする。

表 4-1　入学者数・在籍学生数と収容定員比率

年度	2016（平成 28）年度		2017（平成 29）年度		2018（平成 30）年度		2019（平成 31）年度	
志願者数	109		41		39		45	
受験者数	109		39		39		44	
合格者数	30		26		30		32	
入学者数	30		26		30		29	
学年	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次
在籍学生数	29	-	26	29	30	27	29	33
収容定員比率（%）	－		110		114		124	

4-8 固有の目的に即した受け入れ学生の対象の設定と受け入れるための特色ある取り組み

本研究科は、広島県を中心とした地域課題としては、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野における生産性向上が急務であり、イノベーション、起業家精神とともにマネジメント力を備えたビジネスリーダーの養成という固有の目的を掲げており、受け入れの学生の対象の設定を、4-1 でのアドミッション・ポリシーに明文化している。

本研究科では、通常のＨＢＭＳ大学説明会（年２回）や授業見学会（年３回）の実施に加え、地域資源分野に関しては広島県農林水産局と連携し、プログラムの開発及び実施している「アグリ・フードマネジメント講座～ひろしまファーマーズテーブル～」の特別公開講座として一般公開し実施した。また、国際交流の取り組みの１つとしてタイ王国・チュラロンコン大学ビジネススクールより，ＭＢＡプログラムディレクターの教員を招聘し、「食品と観光産業」に焦点をあてた特別公開講座を実施した。これらの講座を地域社会に公開し、ＨＢＭＳの認知と興味・関心を高め、出願につなげていく取り組みを行っている。

ヘルスケア分野は、授業の一部を公開授業（ＨｂｐＭＳセミナー2019 遠藤邦夫 公開講座」）とする取り組みに加え、大学内に開設しているＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センターと連携し、セミナーを開催するなどの取り組みを行っている。なお、2018（平成 30）年度は、計５回の開設記念 ＨｂｐＭＳセミナーを連続開催し、累計約 500 名の参加者の実績があった。

なお、中小企業分野については、広島県東部地区において新たな取り組みの検討を視野に入れ、自治体や団体との連携を具体的に推し進めていこうとしている段階である。

＜根拠資料＞

- 資料 1-2：2020 年度県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット（５頁～６頁）
- 資料 1-3：令和２（2020）年度県立広島大学大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻学生募集要項
- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳ概要」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/
- 経営管理研究科ウェブサイト「入試情報」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/admissions/
- 資料 4-1：入学者選抜実施要領（抜粋）
- 資料 4-2：学生募集イベント（セミナー等一覧）
- 資料 4-3：アグリ・フードマネジメント講座～ひろしまファーマーズテーブル～特別公開講座チラシ
- 資料 4-4：遠藤邦夫公開講座 2019 チラシ
- 資料 4-5：ＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センター開設記念ＨｂｐＭＳセミナーチラシ
- 資料 4-6：授業見学会チラシ
- 経営管理研究科ウェブサイト「大学説明会」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/admissions/seminor

【４　学生の受け入れの点検・評価】

（１）　検討及び改善が必要な点

本研究科は、開設４年目であり、まだ認知度が十分に高いとは言えず、セミナー、公開授業、ＨＢＭＳ大学説明会、授業見学会等の多様なイベントの企画・実施を通して、社会人が本研究科の学びを体験、体感できる機会を提供しているが、今後もこれらの取り組みを継続していく。一方、平成 28（2016）年の開設以降の入学生は全て社会人であり、日本人である。より多様な学生を確保するという観点では、社会人経験のない新卒者の受け入れや日本語能力のある留学生の確保が必要である。

（２）　改善のためのプラン

現在の広報・学生募集活動をベースに、より多様なテーマによる公開授業等を企画するなど、より多くの人々に本研究科が認知され、興味を持たれ、出願に結びつく効果的な広報活動を開発していく必要がある。また、社会人経験のない新卒者については、県内の大学生対象の新しいイベント企画等の検討を行い、また、留学生の確保を考えた場合、県内の大学に加え、海外大学との連携の強化が必要と認識している。

本研究科としては、修了生が着実に増えていく中、同窓会組織である「ＨＢＭＳコミュニティ」との連携を促進することで、地域社会、経済、企業、団体等との新たな接点開発づくりにも着手していきたいと考えている。

５　学生支援

項目 16：学生支援

各経営系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知を図り、効果的に支援を行うことが必要である。また、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。加えて、学生支援について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔Ｆ群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔Ｆ群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔Ｆ群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔Ｆ群〕

5-5：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔Ａ群〕

5-6：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔Ａ群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔Ａ群〕

5-8：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取り組みを行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

5-1 学生生活に関する相談･支援体制の整備と効果的な支援

本研究科は収容定員 50 名の少人数であることから、教職員と学生が互いの名前や背景をほぼ理解している環境にある。専任教員はオフィスアワーを設定し、それをシラバスに記載している。また、専任教員等のメールアドレス、外線電話番号は本研究科独自に作成し、学生に配付している学生便覧に記載していること、学生生活に関する相談・支援体制としては、学生・修了生委員会を本研究科に設け、専任教員２名が配置されていることを入学時のオリエンテーション時に周知している。このことから、学生が個別に相談したい、又は支援が必要な際は、常時それが可能な体制を整えている。

また、本研究科の学修における集大成科目となる「プロジェクト研究２」については、継続的な学生への情報提供と学修支援を１年次から行っている。具体的には、１年次の７月には「プロジェクト研究１ガイダンス」を実施し、11 月に実施している２年生による「プロジェクト研究２の中間報告会」に１年次の希望者が聴講できるようにし、12 月には「プロジェクト研究のゼミ紹介」を実施し、２月の２年次による「プロジェクト研究２の最終報告会」に１年次生全員が聴講する形態としている。これらの継続的な取り組みを行うことにより、よりスムーズな形で「プロジェクト研究２」に学生が取り組め、また、学修成果が最大になるような環境づくりと支援を行っている。

また、教職員と学生の意見交換の場として、１年次生が学生生活に慣れてきた７月頃に学生懇

談会を開催し、授業内容や学修指導に関して学生から意見や要望、質問を聴取する機会を設けている。この懇談会での学生から意見や要望等については、直後のＦＤ委員会において、全教員によるその内容の確認及び対応策の検討を行い、必要な措置を講じている。具体的に措置した事例としては、2019（平成 31）年度から試験的に始めた「アカウンティング入門」と同様に「ファイナンス入門」の開講して欲しいという要望に対して、教務委員会及び研究科委員会での審議を行い、2020（令和２）年から導入する予定であり、また、教育環境の改善に係る要求において、講義室のプロジェクタの投影資料が見えにくいという指摘に対して、講義室の照明の点灯順の配線改修を行い、改善を図る予定である。

5-2 各種ハラスメントに関する規程と相談体制と学生への周知

本学では、「ハラスメント等の防止等に関する規程」に基づき「ハラスメント防止ガイドライン」を定め、ハラスメント防止の相談窓口を設置するなど、全学的に各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備している。

学生に対しては、学生便覧に「学生生活に関する助言・指導、相談」という項目に、ハラスメントの相談窓口について記載している。また、本研究科の学生を含め、本学の全学生に対して、入学時オリエンテーションにおいて啓発リーフレットや携帯用の相談連絡先カード等を配付するとともに、同内容を大学ウェブサイトに掲載して周知を図っている。

本学のハラスメント防止の取り組みとしては、弁護士等の専門家を招聘し、教職員を対象としたハラスメント防止研修を年１回程度開催し、原則全教職員が出席することとしている。また、管理職教職員を対象とした研修を必要に応じて開催している。

5-3 経済的支援の相談・支援体制の整備

本研究科は学生が全員社会人であることから、学費は学生の自己負担又は企業等推薦による入学者の場合は学生の所属先企業による負担となっている場合がほとんどである。学費を自己負担する学生への経済的支援については、日本学生支援機構のほか、広島県の修学資金貸付制度として「広島県未来チャレンジ資金」による就学資金の貸付制度がある。また、本研究科は 2019（平成 31）年度より厚生労働省の教育訓練給付金制度の対象講座として指定を受けており、一定の要件を満たす学生には選択肢の１つとなっている。なお、2019（平成 31）年度入学生の申請者は 12 名である。さらに、企業向けの補助金制度として、広島県の「イノベーション人材等育成事業補助金」がある。

これらの貸付金・給付等の制度は、本研究科のウェブサイト及び学生便覧に掲載するとともに、入学前のＨＢＭＳ大学説明会や企業訪問等での周知に加え、入学直後のオリエンテーションにおいても入学生に案内することで十分な周知を図っている。

5-4 障がいのある者の受け入れの支援体制とその支援

本学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき全学一体となった支援体制を構築しており、障がいのある学生を受け入れる際には、個々の学生の実情に合わせた対応を行うこととしている。また、入学前に支援を希望する学生は、受験時や修学上の配慮を行うことを学生募集要項に明記し、問い合わせに応じている。ハード面の整備については、各建物（教育研究棟１・２）にそれぞれエレベータを設けている。

本研究科での受け入れの実績はないが、広島キャンパスの学部等では車椅子使用の学生が在籍しており、支援体制は整備されている。

5-5 留学生・社会人学生の受け入れの支援体制とその支援

本研究科の学生は全員が社会人であることから、平日夜間及び土曜日終日の授業開講を基本としているほか、日曜・祝日や夏季・春季休業期間に集中講義等を開講するなど、仕事と学業を両立しやすいよう配慮した時間割編成としている。また、業務や出張等で欠席した際の学修の補完や復習を目的として、本研究科専用の講義配信システムを導入している。このシステムは、授業科目の担当教員の承諾のある場合、全ての授業をビデオ収録し、授業期間中は講義配信システムを通じて視聴できるようにしている。学生は、授業の翌日には各自のパソコン・スマートフォン等のデバイスから、学内外のどこからでもアクセスでき、視聴できるようになっている。また、学生からの質問・連絡等についても、本学が導入している教学ポータルシステム及びメールを通じて、個々の教職員へ直接連絡を取ることができるようになっている。

また、本学では 2011（平成 23）年３月より「県立広島大学大学院長期履修規程」が整備されており、本研究科においては、学生が仕事の都合等を勘案し計画的に履修できる体制を整えている。各入学年度別の学生の長期履修制度の申請・利用状況は表 5-1 のとおりである。2016（平成 28）年度及び 2017（平成 29）年度入学生については、長期履修の申請者に対し、長期履修を取りやめる学生がほとんどであった。このような状況を受け、2018（平成 30）年度入学生より、長期履修の申請時期を入学前に加え１年次の２月に設けることとした。このことによって、入学後の就業環境の変化等によってやむを得ず修了の目途が立たなくなった学生に対して、申請の機会が与えられることになり、現実的に２年間で修了が困難な学生のみが申請を行うようになっている。

表 5-1　長期履修制度の申請・利用状況

	2016（平成 28）年度入学生	2017（平成 29）年度入学生	2018（平成 30）年度入学生	2019（平成 31）年度入学生
申請者数	８名	11 名	２名	０名
長期履修を取りやめた学生数	６名	８名	１名	―

施設利用面については、本学附属図書館とは別に整備しているＭＢＡ図書室での学生対応窓口の取扱時間を社会人に合わせた設定としている。大学院生研究室は電子錠を導入しており、日祝日を問わず年間を通じて 24 時間自由に利用できるようにしている。

また、会社までの通勤手段が自動車である場合や、遠方から通学している学生など自家用車での通学が必要な学生に対しては、駐車場利用承認申請書を提出することにより、構内の教職員駐車場を平日 18 時以降及び土曜日は終日利用できることとしている。また、本学から徒歩 10 分程度に位置する大型商業施設の駐車場の一部を利用する許可を得るなど、学生の通学支援体制を整えている。

なお、本研究科ではこれまで留学生の受け入れ実績はないが、広島キャンパスの学部・他の大学院で外国人留学生を受け入れており、国際交流センターによる支援体制が整備されている。

5-6 修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制の整備と効果的な支援

本研究科に在籍する学生は全員が現職の社会人であることから、就職支援を必要とする学生はほぼいないが、全学的なキャリアセンターに企業等の情報を備えており、必要に応じて利用することができる。しかしながら、企業等推薦による学生も積極的に受け入れていることから、研究科として起業・転職を推奨することは体制として整えていない。転職や起業を希望する学生に対しては、適宜、「プロジェクト研究２」の指導教員又は学生・修了生委員会の教員が必要に応じて個別相談に応ずることを原則としている。

5-7 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対する支援体制の整備とその支援

大学院生研究室は、授業を行う講義室と同様に、壁面を全面ホワイトボードとし、小型プロジェクタを備え付けるなど、授業時間の前後、空き時間や休日等を利用してグループワークやディスカッション、プレゼンテーションの練習等、学生の自主的な活動が活発に行える環境が整備されている。この院生研究室は、ビジネスプランコンテストやＭＢＡ甲子園など、学生が自主的にエントリーした際など、授業やオフィスアワー以外の時間を利用して、教員や修了生による指導やアドバイスを受ける際にも活用されている。

本研究科の略称である「ＨＢＭＳ」を冠した同窓会組織「ＨＢＭＳコミュニティ」（2018（平成30）年２月設立）には、在学生、修了生、教職員が任意に入会し、入学年度別の学生の加入状況は表 5-2 のとおりである。

このＨＢＭＳコミュニティについては、学生修了生委員会の担当教員２名と同窓会組織の顧問である専攻長、また、本研究科専属の職員１名の計４名が相談窓口及び運営のサポートを行っており、同窓会組織と本研究科は緊密に連携する体制をとっている。

ＨＢＭＳコミュニティの主な行事として、理事会の開催（不定期開催）、総会（６月）、ホームカミングデー（８月）、単独セミナーの企画・実施などがある。これらの実施の際には、ＨＢＭＳコミュニティから、事前に、企画内容や準備面（会場の手配やウェブサイトでの告知等）の連絡や相談があり、当日の運営面におけるサポートを含めた協議を行っている。

また、授業科目の担当教員より承諾を得たうえで、ゲストスピーカーを招聘する講義や単位認定外講座については、ＨＢＭＳコミュニティを通して、修了生へ案内するなど、在学生と修了生がともに学び、幅広く多様なネットワークを構築する機会を提供している。

表 5-2　ＨＢＭＳコミュニティの加入状況　2019（令和元）年６月末現在

	2016（平成 28）年度入学生	2017（平成 29）年度入学生	2018（平成 30）年度入学生	2019（平成 31）年度入学生	合計
入会者数	27 名	25 名	25 名	28 名	105 名
加入率	93.1%	96.2%	83.3%	100.0%	92.9%

5-8 固有の目的に即した特色のある学生支援の取り組み

本研究科は、広島県を中心とした地域課題としては、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野における生産性向上が急務であり、イノベーション、起業家精神とともにマネジメント力を備えたビジネスリーダーの養成という固有の目的を掲げているこ

とから、4-8 で記載したヘルスケア分野のＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センターが主催するセミナーの受講案内を行っている。また、2020（令和２）年２月には、春季休業期間の土曜日に単位認定外講座として、外部からゲストスピーカーを招き、「食に関するマーケティング・流通」というテーマの講座を企画・実施し、これらは在学生だけでなく修了生も受講を可能とした。

また、学生が全員社会人であることを最大限に活かし、年齢や職業の違いを超えた多様なネットワークを築くこと、また、修了後も学ぶ機会を提供することにより、本研究科でなければ得られない学びの１つとして、その環境を整えているところである。

＜根拠資料＞

- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（17～25 頁、77 頁）
- 資料 5-1：県立広島大学学生相談室運営要領
- 資料 5-2：県立広島大学大学院長期履修規程
- 資料 5-3：公立大学法人県立広島大学ハラスメント等の防止等に関する規程
- 資料 5-4：公立大学法人県立広島大学ハラスメント防止ガイドライン
- 資料 5-5：ハラスメント防止のリーフレット
- 資料 5-6：県立広島大学授業料等の減免及び徴収猶予について
- 資料 5-7：公立大学法人県立広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
- 資料 5-8：公立大学法人県立広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における学生等への対応に関する留意事項
- 資料 5-9：ＨＢＭＳシンポジウムチラシ
- 経営管理研究科ウェブサイト「奨学金制度・貸付金・補助金・給付金」
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/admissions/#s=sec4
- 経営管理研究科ウェブサイト「ＨＢＭＳコミュニティ」
  https://hbms-community.alumnet.jp/

【５　学生支援の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

学生対応の窓口時間について、社会人学生に対応したものとしているが、平日の夜間授業時の授業前、休憩時間・授業終了後の窓口時間が不足していること、また、その対応において、業務を委託している関係で、窓口スタッフの即時対応が十分にできていないケースがあるという学生の指摘がある。

（２）改善のためのプラン

学修環境の品質を向上させることを目的とした学生懇談会等を通じた在学生との意見交換会を通し、要望等の把握と迅速な対応を継続して行っていくこととする。

学生窓口については、時期に応じた対応内容の事例や情報の分析を行い、委託先の窓口スタッフのオペレーション力を向上させていくことを考えている。また、突発的な問い合わせや相談事

項の連絡の場合は、研究科専属の職員が事前連絡を受ける仕組みを構築し、入学後のオリエンテーション時に案内するなど、学生に対してより丁寧なオペレーションを行っていくこととする。

６　教育研究等環境

項目 17：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門院」第17条）〔Ｆ群、Ｌ群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔Ｆ群〕

6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔Ｆ群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔Ｆ群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔Ｆ群〕

6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

6-1 本研究科の講義室、演習室等の施設・設備

本研究科の学生は、広島キャンパスを利用している。本研究科の収容定員は 50 名であり、1 学年 25 名に長期履修生や科目等履修生を加えたとしても 40 名程度の学生を収容できる講義室があれば足りることから、本研究科の開設時に授業を実施するための本研究科専用の講義室として、48 名定員の講義室を２室整備した。椅子・机は可動式であり、壁面はホワイトボードを整備したため、ＭＢＡプログラムの教育方法の特徴でもあるグループワークやディスカッションが可能な環境となっている。また、これらの講義室には本研究科の学生専用のＷｉ－Ｆｉ環境を整備し、授業中にインターネット環境を利活用した指導、学習ができるようにしている。

専用の講義室以外の演習室として、45 名定員と 20 名定員の２教室を主に使用している。本研究科専用の講義室及び演習室にはそれぞれプロジェクタが常設されており、パソコンや書画カメラとの接続ができるようになっている。また、学生貸出用パソコンを 30 台準備し、学生対応窓口で貸し出しする対応を行っているため、授業でパソコンが必要な場合、又は自習でパソコンが必要な場合は、学生はパソコンを気軽に利活用することができる。なお、上記の講義室・演習室が使用されている場合は、他の講義室を使用することも可能である。

本研究科専用の講義室の主な設備・備品

- 講義配信システム
- Ｗｉ－Ｆｉ環境
- 壁面ホワイトボード
- スタンド式モニター
- 貸出用パソコン、プロジェクタ
- （講義室前方）黒板１・ホワイトボード２

6-2 自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境の整備と効果的な利用

大学院生研究室（自習室）は２つのタイプのものを整備している。1463 大学院生研究室（保健福祉学専攻との共用）は、パーテーションで区切られ、主に個人学習に取り組める環境としており、各授業のレポート作成やプロジェクト研究２の提出物作成時などに、学生が利用している。一方、1524 大学院生研究室（本研究科院生専用）は、オープンな空間の中、壁面にホワイトボードを整備し、学生同士のディスカッションや自習、そして日常的な情報交換を行うなど自由に活用できるスペースとなっている。壁面のホワイトボードにプロジェクタで投影し、プレゼン練習やグループワークに効果的に活用されている。これらの大学院生研究室は、講義室同様にＷｉ－Ｆｉ環境を整備している。また、パソコンやプリンタを常設しており、学生が自由に利用できるようになっている。

またこれらの大学院生研究室（自習室）は、学生が日祝日に関わらず 24 時間利用できるよう電子錠としており、講義日以外の学生の利活用が多くなっている。

6-3 障がいのある者のための施設･設備の整備

本研究科が開講している広島キャンパス内はほぼ平坦で、各棟入口は自動ドアとし、建設当時からエレベータや階段及び廊下に手すりが整備されている。障がい者用トイレは、教育研究棟１棟の１・３・５階及び教育研究棟２棟の各階に整備されている。本研究科が主に使用する講義室及び大学院生研究室、自動販売機のある学生サロンはスライドドアであり、車椅子利用者等でも利用しやすいよう配慮がされている。

6-4 学習、教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーの整備

本研究科の教育研究に関する情報インフラストラクチャーについては、３キャンパス間が高速ネットワーク回線を利用して結ばれており、キャンパスで学ぶ学生の情報リテラシーの向上や情報倫理の醸成に寄与する情報処理演習、離れた場所にいてもリアルタイムで各キャンパスから発信される講義を受講できる遠隔講義等、本学で利用されるあらゆる情報の交換や共有のためのバックボーンとしての役割を果たしている。さらに、本研究科学生の能動型学習を促進するためのＩＣＴを活用したアクティブラーニングに特化した遠隔講義システムの整備を行っている。

学生は、入学時にアカウントが付与され、学内パソコンの利用、メール、教学システム等のサービスを利用することができる。本研究科独自の取り組みとして、教学システムと連携した講義配信システムを導入している。講義配信システムでは、履修科目に限り、欠席時の補完や復習用としてビデオ収録した講義を学外からパソコン・スマートフォン等で視聴することができる。また、講義資料も必要に応じてダウンロードが可能であるため、講義配信システムの利用にあたっては、運用ルールを順守するようオリエンテーションで説明するとともに、誓約書兼利用申請書を提出することとしている。

本学は、学術認証フェデレーション「学認（GakuNin)」に参加しており、自宅など学外からでも学内と同じように、本学の学内ネットワークで使用しているＩＤ・パスワードを使って一度ログインすれば、本学が契約しているデータベースや電子ジャーナル等の複数のサービスを再度のログインなしで利用することができる環境が整っている。

6-5 教育研究に資する人的な支援体制の整備

人的な支援体制として、収容定員 50 名に対し、教務、入試、広報、学生支援等を担当する本研究科専属の専任職員４名、アシスタントスタッフ１名の計５名を配置し、本研究科の教育活動を全般にわたり教員とともに携わっている。一方、教員の任用及び就業等については、大学法人の総務課が、経費支出については財務課が、図書館及び情報通信については学術情報課がそれぞれ担当している。

学生が社会人であることから、平日夜間（授業期間中は 17 時から 22 時）及び土曜日（授業期間中は８時 30 分から 20 時）には、ＭＢＡ図書室での学生対応窓口業務に加え、講義室のセッティングや講義に使用する機器の準備、ＭＢＡ図書室の図書の貸出、返却窓口などの業務を、学外機関に業務委託契約を締結したうえで、そのスタッフを確保している。

また、研究を推進するための体制として、本学内に研究推進委員会を設置し、外部資金の確保や教員研究費配分の基本方針に関すること等の審議を行っている。研究推進委員会の事務の他、科学研究費助成事業の獲得支援や研究倫理の研修等の研究支援については、地域基盤研究機構が担当している。

授業における人的な支援体制として、ティーチング・アシスタントの制度があり、「県立広島大学大学院ティーチング・アシスタント実施要領」が制定されているが、開設以降４年間で本研究科におけるティーチング・アシスタントの配置実績はない。

6-6 固有の目的に即した、特色ある施設、設備、人的支援体制

本研究科は、広島県を中心とした地域課題としては、農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野における生産性向上が急務であり、イノベーション、起業家精神とともにマネジメント力を備えたビジネスリーダーの養成という固有の目的を掲げており、ヘルスケア分野においては、「県立広島大学プロジェクト研究センター設置運営要領」に基づき、「ＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センター」を 2017（平成 29）年 12 月に開設している。そのセンターには独自の研究室を確保し、地域包括ケアシステムの運営に寄与する経営人材養成の推進を図っている。また、ＨＢＭＳ関連のプロジェクト研究センターとして、「防災社会システム・デザインプロジェクト研究センター」を 2018（平成 30）年９月に開設し、同様に独自の研究室を確保し、研究を推進している。人員の支援体制としては、本研究科の専任職員が、開催するセミナーの広報や当日の運営等について、必要な支援を行っている。

また、本学が運営管理している広島市内中心部にある「サテライトキャンパスひろしま」の会議室や自習スペースの利用が可能となっており、講義のない日でも自由に使え、社会人学生の利便性は極めて高いと言える。

＜根拠資料＞

- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（70 頁～73 頁）
- 資料 6-1：公立大学法人県立広島大学研究推進委員会規程
- 資料 6-2：県立広島大学大学院ティーチング・アシスタント実施要領
- 資料 6-3：県立広島大学プロジェクト研究センター設置運営要領
- 県立広島大学ウェブサイト「サテライトキャンパスひろしま」
  https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/satellite/introduction.html

項目 18：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

6-7：図書館（図書室）には、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。〔Ｆ群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔Ｆ群〕

6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取り組みを行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

6-7 図書室における学習、教育研究活動に必要な図書・各種資料の整備

本学には３つのキャンパス（広島、庄原、三原）にそれぞれ図書館があり、本研究科のある広島キャンパスの図書館は、面積 3,333 ㎡・座席数 291 席である。本研究科の教育・研究に必要な図書を所蔵しており、キャンパスごとの蔵書数は表 6-1 のとおりである。図書資料は、「県立広島大学図書等資料の整備方針」に基づき、学生の学習や教員の教育活動に必要な図書資料の収集・整備を行っている。

広島キャンパスでは、本研究科の開設に伴い、講義室と同じ２階のフロアに MBA 図書室（面積 46 ㎡・座席数８席）を整備した。主に本研究科に関連が深く、専門性の高いマネジメントを中心とした図書を約 1,000 冊配架している。この図書は、教員、学生の推薦又は要望に基づき充実させている。

表 6-1　図書館の蔵書状況（令和元年５月１日現在）

キャンパス	蔵書冊数 ［うち外国語］ （冊）	学術雑誌 ［うち外国語］ （種類）	電子ジャーナル ［うち外国語］ （種類）	視聴覚資料 （タイトル）
広島	289,589［29,621］	575［31］	9,669［8,326］	7,117
庄原	186,437［24,222］	383［22］		2,882
三原	120,928［10,709］	47［22］		8,085
計	596,954［64,552］	1,005［75］	9,669［8,326］	18,084

また、電子ジャーナル及びデータベースは、目録情報のデータベース化によりＯＰＡＣ（蔵書検索システム）が利用可能である。教員及び学生が利用可能な電子ジャーナル及びデータベースは表 6-2 のとおりである。

表 6-2　電子ジャーナル及びデータベース一覧

電子ジャーナル	データベース
ACS、Nature、Oxford、Springer、Science、Science Direct、CNKI、メディカルオンライン、情報処理学会論文誌	日経テレコン、EBSCO、医学中央雑誌、聞蔵、Sci Finder

6-8 学習、教育研究活動に配慮した図書室の利用規程と開館時間

広島キャンパス図書館は、2019（令和元）年度後期から開館時間を拡大（無人開館）し、平日の早朝・深夜に加え、土曜日の午前中及び日曜日も利用することができるようになった。広島キャンパス図書館及び MBA 図書室の開室時間は、表 6-3 のとおりである。

ＭＢＡ図書室のカウンターは学生窓口を兼ねているため、学生が頻繁に訪れ、図書の貸出手続が容易にできる環境にあり、ＭＢＡ図書室は、閉室後も本研究科の学生のみＩＣ学生証による認証・解錠により図書の閲覧・自習が可能である。

また、図書の返却については、休館日や時間外においても、広島キャンパス図書館の返却ポストで行うことができる。

図書の貸出期間及び貸出冊数については、大学院生は１か月間 20 冊まで、教員は２か月間 40 冊までとなっており、学部学生（２週間 10 冊まで）と比較して教育研究に配慮されている。

2019（平成 31）年度から図書館システムが変更となり、自動貸出機により学生自身で貸出手続が可能となった。また、インターネット上の図書館利用者サービス（My Library）から、図書の利用状況の確認や貸出期間延長・貸出中資料の予約・他キャンパスからの取り寄せ等ができる。

表 6-3　図書館の開館時間

区分	広島キャンパス図書館		ＭＢＡ図書室	
	平日	土曜・日祝日	平日	土曜日
授業期間	7：00-23：00	9：00-18：00	8：30-22：00	8：30-20：00
授業外期間	7：00-23：00	9：00-18：00	8：30-20：00	10：00-17：00

6-9 固有の目的に即した特色ある図書資料の整備

ＭＢＡ図書室に配架される図書については、広島県を中心とした地域課題とされる農林水産業等の地域資源、医療、介護、福祉等のヘルスケア、中小企業分野を考慮した、本研究科の専任教員が予算内で積極的に選書を行い、教員の専門性や多様性を活かした図書の整備を進めている。また、図書の選定については、シラバス掲載図書や学生の要望に応えるべく購入希望調査を行うなどして、本研究科の学生の修学に役立つよう整備を行っている。

＜根拠資料＞

- 資料 6-4：県立広島大学学術情報センター図書館利用規程
- 県立広島大学ウェブサイト「学術情報センター図書館」
  https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/toshokan/

項目 19：専任教員の教育研究環境の整備

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。 ＜評価の視点＞ 6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔Ｆ群〕 6-11：専任教員に対する個人研究費を適切に配分するとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔Ｆ群〕 6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔Ｆ群〕

＜現状の説明＞

6-10 専任教員の授業担当時間

本研究科はマネジメントの理論と実務の架橋を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持った高度専門職業人としてのビジネスリーダーを養成することを目的としているため、授業にあたっては、教員は相応の準備が必要である。本研究科では、専任教員の授業科目の担当数は、原則１年間に講義２科目及び演習１科目を目安に担当することとしており、授業準備及び研究に十分な時間を確保している。また、授業は平日夜間や土曜日に行うため、出勤日や出勤時間の変更については、事前に勤務割振り計画書により申請することで、計画的に勤務できるようにしている。

6-11 専任教員の個人研究費、個別研究室等の教育研究環境

教員の個人研究費については、大学全体の予算決定後、研究推進委員会において配分基準を決定し、その基準に基づき算出された額が配分されている。2019（平成 31）年度は、本研究科での基礎的な個人研究費は一人当たり年額 107 千円である。また、教員業績評価の４つの領域（教育・研究・地域貢献・大学運営）に関する評価基準に基づき、研究費の配分が行われており、基礎的な個人研究費と合わせると平均 288 千円（新任教員は除く）であり、適切に配分されているといえる。

本研究科の開設時に、専任教員には、個別研究室を各１室（平均面積 29.2 ㎡）整備し、机及び椅子、本棚、パソコン、プリンタ等を標準装備している。研究室の応接テーブルで実践科目（プロジェクト研究２）等を行う際、インターネット環境の利活用があるため、教員からの要望を受け、2018（平成 30）年度に本研究科教員の個別研究室のあるフロア（４階）にＷｉ－Ｆｉ環境を整備した。

6-12 専任教員の教育研究活動に必要な機会の保証

本学における教育研究の遂行に必要な知識及び能力の向上と教育研究活動の更なる発展に資するため、学外研修を促進しており、「県立広島大学教員学外研修助成事業」による経費の補助がある。この制度の助成対象研修期間は、１か月以上６か月以内の継続した期間とし、研修期間は原則として研修以外の校務は免除される。なお、本研究科の教員は、この制度を利用した実績はない。

＜根拠資料＞

- 資料2-3：平成31（2019）年度時間割
- 資料3-12：公立大学法人県立広島大学教員業績評価規程

・　資料6-5：公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程
・　資料6-6：公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間の割振り等に関する取扱要領
・　資料6-7：公立大学法人県立広島大学教員の学外研修取扱規程
・　資料6-8：県立広島大学教員学外研修助成事業実施要領

【６　教育研究等環境の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

本研究科開設時に、本研究科専用の講義室をはじめ施設等の整備を行っており、大きな改善が必要という認識はないが、学生からはグループ発表を行う授業が重複する際に、大学院生研究室等だけでは不足しているとの学生の意見がある。

（２）改善のためのプラン

現段階で活用していない学内の既存の施設（例えば、図書館のラーニングコモンズ）の利用促進を図るなど、まずは可能な範囲で学生の学修環境を用意する。また、学生のニーズや意見交換を行う中で、環境整備及び対応を進めていきたいと考えている。

7　管理運営

項目 20：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔Ｆ群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔Ｆ群〕

7-3：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔Ｆ群〕

7-4：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔Ｆ群〕

7-5：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

7-1 管理運営を行う固有の組織体制の整備

本研究科は独立した研究科として設置され、「県立広島大学大学院経営管理研究科委員会規程」に基づき「研究科委員会」を設置しており、研究科長（特任教員）及び常勤専任教員によって委員会を構成している。研究科委員会において審議する事項は、本規程第６条に定めている。

また、研究科委員会の傘下に、「教務委員会」、「プロジェクト研究運営委員会」、「学生・修了生委員会」、「国際交流委員会」、「ＦＤ委員会」、「学生募集・広報委員会」、「外部評価特別委員会」が設置されている。全常勤専任教員が複数の委員会に所属しており、各委員会の担当業務に関する必要な検討や準備を行い、研究科委員会に審議事項・報告事項を提出している。

7-2 管理運営上の適切な規程の制定と適切な運用

本研究科の管理運営にあたっては、関連法令及び学内規程に準拠しており、適切に遵守されている。そのため本研究科の管理運営に関する学内規程は、必要に応じて見直しを行い、研究科委員会及び学内会議の議を経て改正している。本研究科が 2016（平成 28）年度に開設したことに伴って、従来の「県立広島大学学則」・「県立広島大学大学院学則」をはじめとする関係諸規程において、研究科の新設に伴う追加・改正等を行うとともに、これらに基づき、研究科の管理運営に必要な新たな規程・要領等を制定した。また、2019（平成 31）年には、教育課程連携協議会の設置等に関する専門職大学院設置基準の一部改正を受けて、必要な規程の改廃を実施するとともに、協議会の組織体制を構築した。

7-3 専任教員の長の任免等の適切な基準の設定と適切な運用

「公立大学法人県立広島大学組織規程」第 16 条の規定により、経営管理研究科の業務を管理

するため、研究科長・専攻長が置かれる。研究科長の任命、選考、任期等に関しては、「県立広島大学大学院経営管理研究科長に関する規程」に規定されており、その選考手続は、同規程第２条に基づき実施される。また、専攻長の任命、選考、任期等に関しては、「県立広島大学大学院経営管理研究科専攻長に関する規程」に定められており、その選考手続は、同規程第２条に基づき実施される。

7-4 外部機関との連携・協働のための協定・規約等の決定・承認と適切な資金の授受・管理

学内における外部資金の授受・管理等に関し、研究に資する資金については外部研究資金の授受・管理を主管する地域基盤研究機構の事務組織として本部経営企画室事業推進担当を配置し、その事務を担当しており、その契約等の決定については財務課による合議に基づき実施されている。他方、研究以外に係る資金の受入・管理については各主管部門が直接契約業務を担当しており、その契約等の決定については、研究に資する資金と同様、財務課による合議に基づき実施されている。これらは、いずれも「公立大学法人県立広島大学会計事務取扱規程」、「公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程」、「公立大学法人県立広島大学資金管理規程」、「公立大学法人県立広島大学決裁規程」等に基づき、事務処理が実施されている。

また、理事長の下に監査室が設置されており、経営企画室事業推進担当が監査事務を担当し、「公立大学法人県立広島大学監査室規程」に基づき、計画的な監査を実施している。

本研究科では、地域に根ざした人材養成ニーズを充足するため、２年間の専門職学位課程の運営の他にも、県内公的機関等との連携により、本研究科が特色とする医療、介護、福祉等のヘルスケア分野、農林水産業等の地域資源分野に係る教育プログラム等の企画・運営を実施している。具体的には、2019（令和元）年度、ヘルスケア分野においては、ＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センターがプログラム開発・運営を受託し、一般財団法人　社会福祉・医療事業の経営研究会主催による「広島県内公的病院経営トップアカデミー」（11 月～２月、月１回土曜日集中講義による 90 分×16 コマ）を、地域資源分野においては、本研究科が広島県農林水産局からプログラム開発・運営等を受託し（運営は経営企画室ＭＢＡ業務推進担当が担当）、「アグリ・フードマネジメント講座～ひろしまファーマーズテーブル～」（10 月～１月、火曜日夜と土曜日集中の組み合わせによる、90 分×40 コマ）を、それぞれ連続した有料プログラムとして開講している。これらについても前述の学内規程、手続に沿った適切な契約の締結等を実施している。

7-5 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科との連携・役割分担

本学の既存の学部学科のうち，本研究科と最も関連があるものは経営情報学部である。2018（平成 30）年度に兼担教員として、経営情報学部の教員が本研究科の複数科目において授業科目を担当し、一方、本研究科の教員が経営情報学部の複数の授業科目を担当した実績がある。この際、経営情報学部の教員は、本研究科にも在籍し、研究科委員会への出席や入試当日の試験運営、合否判定会議等にも関わっている。今後も学内リソースの効率的な活用と相乗効果を生み出していくため、必要に応じた人事交流を実施する予定である。

＜根拠資料＞

- 資料 1-1：県立広島大学大学院学則
- 資料 2-2：公立大学法人県立広島大学経営系専門職大学院教育課程連携協議会規程

・　資料 2-4：県立広島大学学則
・　資料 7-1：県立広島大学大学院経営管理研究科委員会規程
・　資料 7-2：公立大学法人県立広島大学組織規程
・　資料 7-3：県立広島大学大学院経営管理研究科長に関する規程
・　資料 7-4：県立広島大学大学院経営管理研究科専攻長に関する規程
・　資料 7-5：公立大学法人県立広島大学会計事務取扱規程
・　資料 7-6：公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程
・　資料 7-7：公立大学法人県立広島大学資金管理規程
・　資料 7-8：公立大学法人県立広島大学決裁規程
・　資料 7-9：公立大学法人県立広島大学監査室規程

項目 21：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。(「大学院」第 42 条)〔Ｆ群、Ｌ群〕

7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔Ｆ群〕

7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織の設置

公立大学法人県立広島大学組織については、理事長（学長）の下に、理事４名（副学長２名、事務総長１名、事務局長１名）であり、その各理事の下に、４学部、１専攻科、２研究科、３附属センター、１研究機構とともに本部事務局を設置している。本部事務局には各課・室が置かれており、各事務組織は、事務分掌に基づいて、管理運営、教育研究、地域貢献を支援する業務を行っている。

本研究科の事務局は、新大学・広報・ＭＢＡ担当理事の事務総長、事務局次長(兼)経営企画室長の下に、ＭＢＡ業務推進担当が置かれている。

ＭＢＡ業務推進担当は、学生が社会人ということもあり、他の学部や他の研究科の運営とは独立した形の業務形態、運営を行っている。体制として、担当室長１名及び専任職員３名の計４名に、アシスタントスタッフ１名の計５名で構成している。

担当業務としては、本研究科の研究科委員会の下に設置されている各委員会及びその担当教員と連携のもと、教務、学生支援、入試広報、ＦＤ、 国際交流等があり、他に、教員採用、予算管理、中期・年度計画策定及び点検・評価、学内外との調整、ＭＢＡ図書室等の施設備品の管理、その他研究科の方向性に関することの検討等、多岐にわたる業務を担当している。

ＭＢＡ業務推進担当の事務取扱時間は、平日は午前８時 30 分～午後５時 15 分であるが、本研究科の授業は、平日夜間及び土曜日に開講しているため、授業期間中は平日午後５時～午後 10 時、土曜日午前８時 30 分～午後８時の窓口相談機能を学外に業務委託しており、窓口スタッフを１名配置し、講義の準備、施設管理及び運営補助、学生への事務連絡等を行っている。春季や夏季等

の休業期間中は、平日午後５時～午後８時、土曜日午前８時 30 分～午後５時に、同じく業務委託によるスタッフを１名配置し、集中講義の準備、施設管理及び運営補助、学生への窓口対応を行っている。

7-7 関係諸組織との有機的連携と適切な運営

教員採用などの手続は総務課総務・人事係と、受託契約や物品の購入や委託契約などの締結は財務課と、教務・学生生活全般については教学課、海外大学のＭＯＵ締結や国際交流などの国際交流事業については国際交流センターとの連携のもと、適切に運営している。

また、本学の事務局組織においては、各部局の情報共有と有機的連携を図る目的として、毎月２回（原則として第１・第３水曜日の午前８時 40 分より）、事務総長、事務局長、事務局次長、各課・室長から構成される課長会議を開催している。

7-8 固有の目的に即した事務組織の特色ある運営

本研究科が特色とする医療、介護、福祉等のヘルスケア分野、農林水産業等の地域資源分野に係る新しい教育プログラム等の企画・運営に事務組織が関っている。地域資源分野においてのノンディグリーのプログラム（主催：広島県農林水産局）では、本研究科の担当教員がプログラムの企画・開発及びゲストスピーカーの選定と確保を行い、職員は受講生募集のための広報・募集活動、運営準備、当日運営、予算管理等において担当教員と連携しつつ、支援する体制をとっている。同様にヘルスケア分野でもセミナーの企画・実施時には、同様の取り組みを行っており、固有の目的の実現に向け、事務組織が積極的に関わる運営としている。

＜根拠資料＞

- 資料 1-4：平成 31（2019）年度学生便覧（14 頁）
- 資料 7-10：大学組織図
- 資料 7-11：経営管理研究科に係る事務業務の分掌
- 資料 7-12：公立大学法人県立広島大学定款

【７　管理運営の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

本研究科の管理運営に必要な新たな規程・要領等を制定しているが、研究科委員会傘下に設置した各種委員会の業務内容や権限・役割に係る規程・要領が制定できていない。また、学外の関係機関と連携した取り組みが増えていくと予想される中、より適切な管理運営が求められる。

（２）改善のためのプラン

適切な研究科運営に必要な委員会等の規程・要領の整備を進めていくとともに、本研究科が地域のビジネスリーダーを養成し、地域の社会や経済の活性化の責務を果たしていく取り組みの中、新たに必要な規程の制定やそれに基づく手続において、学内外の諸組織と連携のもと、適切な管理運営を行っていくこととする。

８　点検・評価、情報公開

項目 22：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。(「学教法」第109条第１項、「学教法施規」第158条、第166条)〔Ｆ群、Ｌ群〕

8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔Ｆ群〕

8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔Ｆ群〕

8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔Ａ群〕

8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔Ａ群〕

＜現状の説明＞

8-1 自己点検･評価のための仕組み･組織体制と継続性

公立大学法人においては、学校教育法第 109 条第２項に基づく評価（７年以内ごと）を認証評価機関から受けるとともに、地方独立行政法人法第 26 条、第 27 条の規定により、設立団体である地方公共団体の中期目標（３年以上５年以下の期間）に基づき中期計画及び年度計画を作成して、地方公共団体に設置される地方独立行政法人評価委員会において公立大学法人の業務の到達状況などの実績について評価を受けることになっている。本研究科の教育内容等についても、年度ごとの評価とともに、中期計画期間終了時にも総合的な評価を受け、これらの内容、結果を本学のウェブサイトに公表している。

このような公立大学法人の評価の仕組みと経営系専門職大学院の認証評価の仕組みを十分に踏まえたうえで、自己点検等に関する大学全体の組織と十分に連携し、本研究科の自己点検評価委員会を中心に組織的な自己点検・評価体制を整備する必要があることを認識している。

本研究科における自己点検・評価のための仕組み及び組織体制としては、2018（平成 30）年に研究科内に専攻長を含む外部認証評価特別委員会が担当委員会として設置され、本委員会は専攻長を含む３名の教員と２名の職員で構成し、自己点検・評価のための体制構築、改善案の提示、調整などを行うこととしている。

なお、この大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価の受審に際しての具体的な取り組みについては、以下のようなプロセスで行っている。①経営系専門職大学院認証評価が行われる前年度の４～９月において、全専任教員で自己点検・評価の素案を作成する。②その後、外部認証評価特別委員会で素案を再検討し、さらに研究科委員会後の時間において専任教員全員で再検討する、という改訂作業を行う。③最終案について、大学全体の組織での確認を行う。受審後は、今回作成した点検・評価報告書を研究科ウェブサイトにて公開する予定である。また、改善すべき

課題の検討とアクションプランの作成及び進捗を確認するプロセスを設計する必要があると認識している。

8-2 自己点検・評価と改善のための仕組み

本研究科では、開設以来、学生の意見交換を行う学生懇談会や外部有識者からの教育課程連携協議会等の実施を通して、本研究科の教育研究の活動等の改善に結びつけてきた。また、2018（平成 30）年から、本研究科独自のＦＤ委員会を発足させ、教育研究活動改善のためのＦＤ研修会を年間４回のペースで実施し、また、大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価の受審を控え、本研究科の自己点検・評価を行うための外部認証評価特別委員会を設置し、１年以上の時間をかけて本研究科の自己点検を行い、研究科が抱える課題や改善点に対する取り組みを推進してきた。

受審後は、自己点検・評価委員会を設置したうえで、ＦＤ委員会と連携をとりながら、自己点検及び外部認証評価の結果に基づく改善方法等について教員間で議論し、教育研究活動の改善を検討して実行する仕組みをさらに整備する必要がある。

8-3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

2016（平成 28）年 4 月設置時に、①設置の趣旨・目的等に適った設置計画の確実な履行、②ディプロマ・ポリシー達成のための学生履修指導の徹底、③専任教員の配置、④長期的安定的な学生確保とアンケート等の実施、を留意事項として指摘された。2016（平成 28）年 5 月及び 2017（平成 29）年 5 月に作成した「設置計画履行状況報告書（ＡＣ）」において、全ての留意事項に対して、履行状況及び未履行事項についての実施計画が報告されている。2019（令和元）年 12 月現在でこれらの未履行事項は全て履行されている。

なお、2017（平成 29）年に県立広島大学は大学全体として機関別認証評価を受審した際、本研究科は、改善の指摘のあった「３つのポリシーを見直し」を行い、それらはウェブサイトやパンフレット等で公表するとともに、「修了認定基準の明確化」についても取り組んだ。

8-4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。

本研究科は初回受審であるため、認証評価結果を受けての経営系専門職大学院としての教育研究活動の改善・向上の実績はない。大学全体としての自己点検・評価の結果からは、教育課程や研究活動の改善・向上は結びついている。自己点検・評価の結果は、研究科委員会で本研究科の全教職員で共有された後、各委員会に改善・向上のために諮問される仕組みをとっている。広島県公立大学法人評価委員会では、本研究科の経営学機能のより一層の強化の必要性が指摘され、その後のＨＢＭＳ地域医療プロジェクト研究センター、防災社会システム・デザインプロジェクト研究センターを設置し、経営学機能強化とともに情報発信力の向上に努めている。

8-5 固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。

本研究科の固有の目的は、地域に根ざしたビジネスリーダーの育成であり、広島県が設立した公立大学法人の経営系専門職大学院であるため、地域と公立大学との距離は、国立大学や私立大学とは比べものにならないくらい地域に根ざした身近な存在である。

また、地方独立行政法人法に基づき、本研究科を含めた本学の自己点検・評価の内容については、広島県公立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果は、住民の代表である県議会において毎年度報告されている。

このようなことから、教育課程連携協議会等を通じて、地域の企業経営者等の意見を十分に配慮するなど、地域住民や企業等のニーズや期待に十分応えられる公立大学ならではの自己点検・評価体制の充実・強化を図ることとしている。

＜根拠資料＞

- 資料 8-1：公立大学法人県立広島大学業務評価室規程
- 県立広島大学ウェブサイト「経営管理研究科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」
  https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/attachment/10602.pdf

項目 23：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

＜評価の視点＞

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。(「学教法」第 109 条第１項)〔Ｆ群、Ｌ群〕

8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表していること。〔Ｆ群〕

8-8：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第 172 条の２第１項及び第２項)〔Ｆ群、Ｌ群〕

（１）教育研究上の目的に関すること。

（２）教育研究上の基本組織に関すること。

（３）教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

（４）学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。

（５）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

（６）学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。

（７）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

（８）授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。

（９）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。

8-9：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A 群〕

＜現状の説明＞

8-6 自己点検･評価の公表

本学では、設置者である広島県の情報公開条例に基づき、積極的な情報の公表に努めている。本学の教育研究上の目的に関すること、教育研究上の基本組織に関すること、教員組織、教員数

並びに各教員が保有する学位及び業績に関することなど、教育情報公表の法定事項に加え、任意事項である教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受け入れ方針）についても、全学部・研究科の情報を公開する等、学校教育法施行規則第 172 条の２に規定された教育活動等の状況に関する事項については、本学ウェブサイトにおいて全学的に積極的な情報公開に取り組んでいる。また、本研究科独自のウェブサイト及びパンフレットにおいても各種情報を積極的に公表している。

8-7 認証評価の結果の公表

本研究科は初回受審であるが、受審後にウェブサイトでの速やかな公表を予定している。併せて、毎年、発行しているパンフレットにおいても、結果について公表していく予定である。

8-8 経営専門職大学院の情報公開

全学のウェブサイトや大学案内とは別に、本研究科独自にウェブサイト及びパンフレットを作成し、本研究科の詳細な情報を提供している。本研究科のウェブサイトにおいては、各種イベントの開催や教員・修了生が講師等を務める講演やセミナー等の案内も積極的に行っている。

各項目の情報公開については、表 8-1 のとおりとなっている。

表 8-1　情報公開　　○：本研究科ウェブサイト、◇：本学ウェブサイト

(1) 教育研究上の目的に関すること。	○ＨＢＭＳ概要 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/ ◇教育研究上の目的 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/47/mokuteki.html
(2) 教育研究上の基本組織に関すること。	○ＨＢＭＳ概要 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/
(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。	○教員紹介 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/faculty ○研究者総覧 https://hiris.pu-hiroshima.ac.jp/search/index.html
(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。	○入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー） https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/#s=sec6 ◇入学者数 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/32/post-499.html ◇収容定員及び在学する学生数 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/general-education/shuyoteiin.html ○修了生インタビュー https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/stakeholdervoice#s=a02
(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の	○カリキュラム https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/curriculum/

授業の計画に関すること。	◇シラバス https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/course-catalog/h31course-catalog.html
(6)学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。	◇修了要件 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/attachment/13784.pdf ○授業科目一覧 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/curriculum/#s=a03 ◇シラバス https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/course-catalog/h31course-catalog.html
(7)校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。	○施設環境 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/environment ◇広島キャンパス施設案内 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/hiroshima-campus/
(8)授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。	○ＨＢＭＳ概要 https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/summary/
(9)学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	◇就職・キャリア支援 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/employment/ ◇学生相談 https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/soudan/
(10) 専門性が求められる職業についている者等との協力状況。	現在は公開していないが、今後修了生の状況を見て情報を公開する予定である。

8-9 固有の目的と特色ある情報公開

本研究科の固有の目的である地域に根ざしたビジネスリーダーの育成については、その教育研究成果をプロジェクト研究の「最終成果報告会」を在学生の所属企業の関係者や地元経済界の関係者を招いて毎年２月に開催している。

さらに、本研究科の存在と特色を地域社会へＰＲするために、本研究科と関連の深い「ＨＢＭＳ地域医療経営プロジェクト研究センター」「防災社会システム・デザインプロジェクトセンター」の活動内容については、本研究科のウェブサイトの中の「地域・企業の方へ」のページにおいて掲載し、情報公開に努めている。また、本研究科のウェブサイト上での情報提供（例えば広島県における防災意識調査）や地域と連携した医療機関などの特定の対象者向けのセミナーの開催情報などを掲載、公開している。

＜根拠資料＞

- 経営管理研究科ウェブサイト
  https://mba.pu-hiroshima.ac.jp/ja/
- 県立広島大学ウェブサイト「研究者総覧」
  https://hiris.pu-hiroshima.ac.jp/search/index.html

・　資料1-2：県立広島大学大学院経営管理研究科パンフレット2019
・　資料1-3：令和２（2020）年度県立広島大学大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻学生募集要項
・　資料8-2：公立大学法人県立広島大学情報公開事務等取扱要綱

【８　点検・評価、情報公開の点検・評価】

（１）検討及び改善が必要な点

全学的な自己点検・評価の結果については、全学的な取り組みの中で、認証評価における自己点検・評価報告書や広島県公立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果をウェブサイトで公表しているものの、本研究科の強みや課題を地域と共有して研究科の運営に活かすためにも、本研究科独自の取り組み等をより積極的に社会に公表又は発信していく必要がある。

（２）改善のためのプラン

本研究科の運営をより活性化するために公表すべき情報等について、在学生や修了生、地域企業等の意見やニーズを踏まえ、地域社会等に積極的に公開していくためにも情報の整理、収集方法及び公開方法等を検討して実施する。

終　章

1. 自己点検・評価を振り返って

本研究科の開設当初の使命・目的を継承し、併せて、固有の目的を達成していくためには持続的発展を目指す戦略策定を行っていかなければならない。各章においてそれぞれのテーマによる点検・評価を分析することで、いくつかの中長期的な課題が改めて発見できた。

(1)研究科組織体制に関する課題

①教員数の確保

マネジメントのコア科目（経営戦略やアカウンティング）の専任教員を確保することが、本研究科の固有の目的であるビジネスリーダー育成につながっていくことから、その重要性は高い。一方、地域課題は様々であり、それに対応するための教員組織体制が十分であるとはいえない。多様な教員が教育研究に関わることができる組織体制を整えていかなければならない。

②組織的研修の充実

本研究科の教育研究力を向上させていくためには、組織的な取り組みが必要になっている。全体的そして組織的な教育力や研究力を高めていくことにより、教育の充実を図り、持続的発展を目指していかなければならない。

③組織体制の明確化

経営管理研究科委員会を中心とし、それぞれの課題解決領域に従い委員会が設置されているが、委員会規程が未整備であり、それぞれの役割と機能を明確にしていく必要がある。各委員会で焦点を絞った議論を行うことで、より的確な研究科委員会の審議を行うことができることになり、結果として本研究科の発展につながっていくはずである。

(2)中小企業分野に関する新しいカリキュラムと充実

本研究科の固有の目的は、地域資源、ヘルスケア、中小企業の各分野の地域に根ざしたビジネスリーダーの養成である。地域社会及び経済において、生産性を高めていく優先順位の高い課題・分野である中小企業分野について、教員体制とともに教育課程においても改善の余地がある。

(3)学生の多様性確保とグローバル化

広島県全域、中国地方における本学の認知度はまだ十分に高いとはいえない。そのため、本研究科では開設以来、広島市内を中心とした学生によって構成されている。多様性を重視する本研究科としても地域的偏重は教育や学修の機会を狭めることになりかねないので、積極的にこの課題を解決していかななければならない。より多様性のある学生を確保するという観点では、社会人経験のない新卒者の受け入れと日本語能力を有する留学生の確保が必要だと考えている。

(4)開講時間・開講場所や時間割の改善

現在は土曜日や集中授業として必修科目を配置することで、できる限り多くの社会人が通学しやすい環境を整えている。一方で、日本人の働き方に変化がみられており、必ずしも土曜日の必修科目の開講が望まれているわけでもない。キャンパスも広島市中心部から 20 分ほどの距離ではあるが、授業開講場所も必ずしも最善の選択であるとはいえない。多様な学生を確保するということからも、時間、場所や時間割の改善も検討していくことが望まれる。

2. 今後の改善方策、計画等について

自己点検・評価によって、本研究科の今後の改善方策が明確になってきた。現在、本研究科が進めている改善計画も含めて、改めて以下の方策とその重要性を認識していかなければならない。

(1)研究科体制の強化

マネジメントのコア科目の専任教員については、採用を進めており解決していかなければならないが、特任教員や非常勤教員の活用、修了生を中心としたＨＢＭＳコミュニティを教育体制の中に組み込むことも効果的な解決策と考える。ＨＢＭＳコミュニティが経営学機能の役割を担うための今後の検討を行うとともに研究科内の規程などの整備を図っていく。

これらのことによって、より実践的かつ強固な教育基盤を構築していく予定である。

(2)継続的な教育課程の見直し

現在の専門科目領域である地域資源、コモンズ、ヘルスケア、特別研究を再度整理し、より分かりやすい体系をつくっていく。その過程で、中小企業分野の企業課題を理解しながら、それらを全面的に押し出すことのできる教育課程を検討していく必要がある。

(3)学生の多様化のための取り組みの充実

①グローバル化と留学生の受け入れ体制

本研究科は東南アジア諸国との連携を深めていくために協定締結を積極的に行っている。アジア高度人材育成プロジェクトも進行しており、留学生を受け入れる体制を整えていく計画である。英語によるカリキュラム、産学協同の社会人留学生受け入れの可能性について探り、学生の多様性の確保につなげていく。

②中国地方全体への波及効果のための見直し

広島市内以外の学生を獲得し、中国地方全体で本研究科が存在意義を示すためには、より積極的な情報発信をしていくだけではなく、ハード面とソフト面の見直しが求められている。具体的にはハード面では、広島県東部地域でのサテライト・キャンパス展開、遠隔授業の導入、より広島駅に近い拠点での開講が望まれる。ソフト面では、開講時間や開講日（日曜日開講)、時間割が解決していくべき課題として進めていくことになる。併せて、情報発信力強化のためのウェブサイト強化や公開講座や教育研究プログラムを提供できるように研究センターの強化や新しい研究センターの設立を行っていかねばならない。

地域に根ざしたビジネスリーダーを養成し、広島県の社会や経済の活性化の責務を果たしていくためには、新しい取り組みを積極的に推進していきながら、既存の取り組みの一層の改善が必要である。教職員一同、今回の自己点検・評価を通じて抽出された課題の理解と改善に鋭意努めていく次第である。